

第五十五回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第十五号

昭和四十二年六月八日(木曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
稲葉 誠一君
北村 暢君

委員 源田 実君
船田 謙君
三木與吉郎君
森 八三二君
山本茂一郎君
伊藤 顯道君
中村 英男君
前川 且君
山崎 昇君
多田 省吾君
中沢伊登子君

國務大臣

厚生 大臣 坊 秀男君
國務 大臣 二階堂 進君

政府委員
科学技術庁長官 小林 貞雄君
科学技術庁計画局長 梅澤 邦臣君
科学技術庁研究調整局長 高橋 正春君
科学技術庁振興局長 谷敷 寛君
科学技術庁原子力局長 村田 浩君

科学技術庁資源局長 佐々木 即君

厚生政務次官 田川 誠一君

厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生大臣官房会計課長 高木 玄君

厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

厚生省医務局長 若松 榮一君

事務局側 常任委員会専門員 伊藤 清君

説明員 科学技術庁原子力局長 武安 義光君

科学技術庁原子力局長 式田 敬君

本日の會議に付した案件

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたし、前回に引き続き本案の質疑を続行いたします。

閣僚当局からの御出席は、二階堂科学技術庁長官外政府委員の方でございます。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○北村暢君 前回に引き続いて御質問申し上げますが、あす本會議で動力炉開発事業団の法案の本會議質があるようでございますから、これに關してはごく簡単に質問いたしたいと思います。これに關まず、この公社、公団、事業団の問題について、

きよの議運委員会においても取り上げてやるようでございますが、この前の質問で若干意図がわかったものでありますけれども、どうもわからないのは、臨調の答申に対する燃料公社の問題についての改善意見というものが出てくるわけですが、これも、今度動力炉開発事業団に発展的に改組する、こういうことなんです、それにあたってどのよう

に燃料公社の指摘せられたことが改善されて、動力炉開発事業団に取り入れられるか、ここが前回の質問ではどうもどこを改善して、発展的に事業団にするのか、その点はどうもはっきりしないです。したがって、私しつこく聞いたのは、国内のウラン資源の開発、探鉱、探製、こういうもの

のについても廃止する意思はございませんか、こういうことはっきりした返事があるわけですね、しかし、それが将来のいわゆる原子力発電の天然ウランの使用に用をなすのかどうかというところ、ちょっと使ひものにならない。しかし、國際にどうい

うことが起こらないとも限らないから、性能が悪くてもでも開発をしていくんです、こういうこと

の答弁であつたわけです。したがって、私はそういう開発ばかりではないわけなんですけれども、今度は非常に大きな仕事は、動力炉の開発、これはもう非常に長期にわたつてやるわけですね。そういう大きな任務があるのですから、その中に埋没をして、いままでの原子燃料公社の欠点といふものが、そのまま隠れた形で改組されて入つていくのじゃないか、こういうような感じがいた

します。それで、どういふ反省をされて改善がなされるのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ふんです。臨調答申においてそういう点非常に指摘されているわけですが、指摘された事項は、この前局長も、どういふことがなされたかというところはもう答弁されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

すから、理解されておるわけでありま

です。事業団も大きなカテゴリーからいへば研究開発機関であり、再処理についてはまあ一部事業が行なわれるということであり、その研究開発機関であるという点をとらえて、これを研究開発機関である原研と一緒にするかどうかという点につきましては種々検討いたしました結果、いわゆる長期的な研究を主体とする原研と、ある目標を設定してその目標にいついかなるに到達すべきものとして計画的に段階的に実施をしていくプロジェクトとは、推進のやり方等についてかなりの違いがございますので、そこでそういうことを責任を持って行なう中核機関として別に開発機関を置いてはたはるがよいということから、この事業団という形をとったわけでありまして、燃料公社のこれまで行ないました仕事に、臨調のほうでいろいろ御指摘ありました点は、これから行なわれるところの核燃料を含めての開発あるいは事業というものの性格に即した形で事業団の中に取り入れてやる、こういうふうな私ども考えておるわけでございまして、行管のほうともこの事業団設立につきましては種々御相談してまいりました結果、臨調のほうからあった御答申の線から検討してもこういう事業団というものでいいのではないかとという結論に達しまして、この事業団法案を用意したわけであります。

○北村暢君 それから、大体この事業団をつくるいきさつについては説明でわかりましたが、これは行管にも実は質問しなければならぬのです、きょうはそれまではやしません、さらに基礎的研究に類する問題についてはやはり原研に移したらいだろというところで、しかもその原研は国立の試験研究機関にしたほうがいいではないか、いまの原子力研究はいわゆる政府関係機関になっているわけですね。これを国立の試験研究機関にしたらいののではないかと意見が一つあるわけですね、これに対してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(村田浩君) 原子力研究所が基礎的な研究並びに応用的な研究をやっておりますが、こ

のような研究を国立機関にしてどうかというの、たしか臨調の御答申の中にあるわけであり、す。しかし、他方におきましては、原子力研究所をつくりましたときの趣旨からも明らかによろに、この日本原子力研究所はわが国における原子力の基礎的、応用的研究のセンターでありまして、そうして単に大学の研究だけでなく、他の国立試験研究機関さらに民間産業の将来の発展のために必要な原子力関係の基礎的な研究ということも含めてこの研究所において総合的に行なわれることが期待されておるわけでありまして、そういうことで特殊法人の形をとりまして、かつまた、何といひしても非常に新しい分野でありますから、いわばその内容としての科学技術は日進月歩でございまして、十年間を見通すと申しまして、研究費の運用につきましてもできる限り弾力性を持たせる、こういうことが研究の内容を高める上にも必要と考えられてきておるわけでございまして、それらの趣旨を含め、特殊法人の形態がよろしい、こういう判断であつたわけですが、今日の時点におきましてもその点は私どもまだ事情は変わらぬ、こう考えておるわけでありまして、ただ、原子力研究所設立の当初から、大学関係の研究を含めた総合的なセンターということでございまして、そういう点について現在大学関係の研究との一体性といいますが、そういう点において十分かどうかという点の反省を加えております。その点につきましては、最近大学側のほうからもいろいろ御相談もありまして、原研の中に大学の研究施設を設け、そうして原研における原子力研究を大いに支援していく、こういう体制をとるべく改善をはかりつつあります。そういう組織において臨調の御指摘にありました趣旨というものは十分生かされていくのではないかと、いふふうに考えて、その線で文部省側とも御相談しておるわけでありまして。

○北村暢君 原研の資本金それから従来の研究費の調達運用ですね、これは国の出資、国の資金——財政投融資ですね、そういう関係はどうなっているか。それから民間の資金というものも入っているのか。それなら民間の資金というものも入っているのかどうなのか、その関係はどうなっているのか。それは原研だけでなしに、原子力燃料公社、それから日本原子力船開発事業団、これについても同様によつと聞かしていただきたい。

○政府委員(村田浩君) 原子力研究所につきましては、設立は昭和三十一年でございまして、昭和四十一年度末までの政府出資金合計は五百二十三億八千万円でございまして、そのほかに政府の現物出資といつたしまして国有施設を使っておりますが、その現物出資が二億六千万円ございまして、それからこの約十年間における民間出資の合計は十七億五千五百万円となっております。したがって、これらを総計いたしますと、五百四十三億九千八百万円余りというのが今日までの出資状況であります。それから原子力燃料公社につきましては、公社でございまして全額政府出資によつておりまして、同じく三十一年に設立以来四十一年度末までの政府出資金合計は百三十九億八千三百万円となつております。それから原子力船事業団につきましても、昭和三十一年に設立されましたわけでありまして、ただいまちょっと手元に出資金合計が出ておりませんので、後ほどこれを計算して申し上げたいと思つております。

○北村暢君 大体原研の民間の出資が十七億五千万円というんですから、たいしたことないですね、五百四十三億のうち、こういう圧倒的な国費でやっている研究が国立でぐあいが悪いというのは、先ほど来研究費の弾力的運営がというようなことで言われておつたやうですが、そういう面には大きな支障があるんですか。どうも原研を国立研究所として、大学その他共同研究のできるような施設も原研にやるといふ場合に、国立でそういうものをやるほうが——実体的にも私はもっと強化してやるということであるならば、国の政策としてやる場合に国立がいんじやないかという

ふうに思われるんですが、その運用上の問題において何か国立で支障がある点があるのか。一応そういう指摘があるわけですから、国立よりもやはり従来の特殊法人のほうがいんだと、こういう積極的な理由というものはどこにあるのか。

○政府委員(村田浩君) 御指摘のとおり、論理的に申しますと、国立では絶対できない、あるいは特殊法人でない絶対この種の研究はできないということは必ずしもないかと思つております。そこで問題は、実体上の問題として、原子力研究所の課せられた使命をどういう形でやるのが最も能率的であり効果的であるかということからの判断であらうかと思つております。この点につきましては、予算の運用上の弾力性ということも一つございまして、人事面におきましても、たとえば現在原研には二千名をこえる職員がおりますけれども、従来、そういうことはできないというわけではございませんけれども、国立の試験研究機関では千名をこえるということもなないわけですね。やはりなかなか人を採るといふ点におきましても、いわゆる定員をふやさないとかいうような政府一般の方針の中に国立はそのまま適用されて、いわば機械的に適用される面もございまして、なかなか研究所員は思ふようにふやせない。それに対して特殊法人のほうは、それに対しての弾力性が相当大幅に認められておりまして、現に原研あたりであります、毎年、百二、三十名の新規増員も認められてきております。こういうような点からいまして、私どもとしては、特殊法人形態で進むのが、この原研の目的を果たす上で効果的であらうというふうに考えているわけでありまして。

○北村暢君 大体そうすると、方針としては、いままでどおりでいきたい、こういうことですね。

○国務大臣(二階堂進君) いまの局長がお答え申し上げましたとおり、いろいろこれは研究機関のあり方については、先生のお説のように、そういう議論もございまして、ございまして、いま局長

が申し上げましたとおり、やはり相当原子力の開発については膨大な資金と組織を要するわけであり、国がやはり相当リスクのある仕事でありますから、大半の責任を持ってやるという体制をつくって、したがって、この出資はほとんど政府が金を出しているというようなわけでございますが、将来、事業になった場合には、どうしてもこれは民間が主になってやるわけでございます。したがって、人材の養成その他のことを考えましても、相当な技術者養成も、政府はもとより、民間も協力して取りかかっているかなければならない。また、民間のほうも、諸外国の先進諸国の研究に多くの人を派遣して研究もやっておるし、また、帰ってきたら参画して進んだ技術も研究開発する、こういうようなことで、広く学界、あるいは産業界の優秀な人材の参画を求めて、そしておくれを取り戻していくというこの積極的な姿勢をとるということが、今日急務ではないかと考えております。したがって、民間等の優秀な人材の参画を求めて、研究開発をするという態勢は、国の、国立研究所では処遇、待遇等の問題もありまして、うまくまいりません。また、そういう人材養成等、急務と考えられるときでもございますので、一応、私も、そういう態勢のもとで、そういう方向で進めていったほうが適切ではなからうかと、こういうふうに考えておるわけでありまして。

に集まってくるような情勢にはない。しかし、研究者というのは研究に情熱を持って、少々給与が低くても原研の權威というものがあつたわけですから、集まってくるという言えないのです。ですから、そういう態勢にはないのです。ですから、私はやはり優秀な技術者をやはり確保するために原研の給与体系では、弾力的に運用すると言いつても、なかなかかたがたそういつていない、こう思います。ですからそういう点については、今後せっかくそういうように国立ではとても押し切れないことをするというので、原研だけよくするというわけではないでしようけれども、やはり相当研究者の方に不満があるということですね。これは知っていたらだいたいい。

それから弾力的な試験研究費の運用というのですね。それから、とにかくあらゆる公社、公団、事業団に言いつけることなんです、それがどうも怠慢になったのではないと思ふのです。ルーズになつていけなかつたと思ふのです。ところが、弾力的に人員を確保しなければならぬとなると、百二、三十人ずつどんどん入ってくるというのです。これが必要で入ってくるのかどうなのかという問題、特殊法人なるがゆえに自由にできて、そういう面でもルーズに入ってくるというのでは、これはどうかと思ふ。したがって、これはもう日本のいろいろな特殊法人の欠点なんですけれども、官庁の非効率というものを克服するためにこういう特殊法人をつくるというところ、ところが、官庁の非効率はそのまゝ受け継がれ、そして資金だけは自由になつたというところ、これはもうまことににおかしな結果になる。これは原研は直ちにそうだとはいへないけれども、ひとつ原子力船開発事業団、これは私は相当問題があると思ふのです。これ原子燃料公社についても問題がある。運営上の問題がですね。ですから、せっかく科学技術庁の監督下にある事業団、特殊法人が三つもあつたわけですから、これはひとつ、北海道開発庁のときにも私申し上げましたが、地下資源開発のときに申し上げましたが、ああいうよう

な批判を受ける対象になつてゐる公社、公団、事業団というのは非常に多いわけですね。ですから、これはひとつそういう面の注意は、これはもう再三やつてゐるわけですが、原研においてもひとつ配慮してもらいたい、こう思ふのです。それから原子燃料公社が解散されるわけですね。そうして動力炉開発事業団になるわけですが、この職員はそのまま引き継がれるからそのまゝいいでしようけれども、一体、公社が解散するといふと、ここでやはり退職金その他の問題について整理しなければならぬと思ふのです。それは一体どのようにされるのか。

それからまた、原研、燃料公社それから原子力船の開発事業団の職員の構成、そうしてそれに対する民間人というのはどのくらい入つてゐるのか。それで給与は一体どのくらい払つてゐるのか。燃料公社の先ほど言つた解散にあつて退職金その他についてはどういふふうに処置されるか。この点をひとつ御説明をいただきたい。

とにいたしております。と申しますのは、通常役員は四年程度の任期を持つてゐるわけでございますが、事業団の理事者としてあらためて新しく任命された人は四年の任期であります。理事者のうち原子燃料公社から引き継がれた理事者がいるとすれば、現在の原子燃料公社の理事の任期の範囲で事業団に引き継ぐといふことにいたしております。

それからまた、原研、燃料公社それから原子力船の開発事業団の職員の構成、そうしてそれに対する民間人というのはどのくらい入つてゐるのか。それで給与は一体どのくらい払つてゐるのか。燃料公社の先ほど言つた解散にあつて退職金その他についてはどういふふうに処置されるか。この点をひとつ御説明をいただきたい。

それからまた、原研、燃料公社それから原子力船の開発事業団の職員の構成、そうしてそれに対する民間人というのはどのくらい入つてゐるのか。それで給与は一体どのくらい払つてゐるのか。燃料公社の先ほど言つた解散にあつて退職金その他についてはどういふふうに処置されるか。この点をひとつ御説明をいただきたい。

それからまた、原研、燃料公社それから原子力船の開発事業団の職員の構成、そうしてそれに対する民間人というのはどのくらい入つてゐるのか。それで給与は一体どのくらい払つてゐるのか。燃料公社の先ほど言つた解散にあつて退職金その他についてはどういふふうに処置されるか。この点をひとつ御説明をいただきたい。

それからまた、原研、燃料公社それから原子力船の開発事業団の職員の構成、そうしてそれに対する民間人というのはどのくらい入つてゐるのか。それで給与は一体どのくらい払つてゐるのか。燃料公社の先ほど言つた解散にあつて退職金その他についてはどういふふうに処置されるか。この点をひとつ御説明をいただきたい。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

最後に、この再処理事業を行なうためにいろいろ準備をいたしております。再処理関係の担当をやつておられる理事は、これも民間の化学工業会社で長らく化学工業の設計、建設を担当してこられた方においていただいて理事となつていただいております。

出身の方を一人監事にお願しております。以上、現在の原子燃料公社の役員の内容でございます。

○北村暢君 いまの燃料公社だけでなしに、原研、それから原子力船の事業団の役員の構成のほうもひとつ……。

○説明員（式田敬君）　ただいま手元に関係資料が

ごさいませんけれども、御説明いたします。原研の理事長は丹羽周夫。御承知のように、三菱重工業の出身の方でございます。副理事長は出身が大蔵省でございます。大蔵省から電源開発のほうに入られて長らくそのほうをつとめられた方でございます。それから理事の一人は、大蔵省から

長らく民間におられた方でございます。それからさらに郵政省関係から原研のほうに入られて、その後理事になられた方でございます。そのほかは、それぞれ化学あるいはその他の技術専門家でございます。監事は科学技術庁から入った方と総理府関係の方もおります。

それから原子力船開発事業団の理事長は石川一郎氏でございます。もう御承知のように、民間の大御所でございます。副理事長はございませんで、専務理事というものがございまして、これは元運輸省の船舶局長、これは非常な技術の専門家でございます。それから理事が三名おりますが、

一人は経理関係を担当いたしております。大蔵省出身の方でございますが、あとの二人はそれぞれ造船及び原子力関係の専門技術家でございます。監事は運輸省出身の方でございます。

○北村暢君　そこで、先ほどお伺いをした給与です
ね、役員の給与というものはどの程度あるのです
か。

○説明員(式田敬君) 私もそうこまかい数字の資料は持ち合わせておりませんけれども、理事長が大体三十五万ぐらいで、理事クラスで二十三万ぐらい。監事で約二十万ぐらい。大体そういう見当でございます。

○北村暢君　それで、今度の動力炉開発事業
団——先ほどこちよつとぼやぼやしていたものだか

ら、答弁されたのがよくわからなかったのです
が、公社の役員であった方が必ずしも動力炉開
事業団の役員になれる、こういうようなことでは
ないでしょう。相当事業が大きく違つてまいり
ますから、入る人もおるだろうし、人事の面はこ
れからだろうと思ふのですが、この引き継いでい
かれる人については、職員はまあ退職金を支給し
ないといふのですが、役員の場合はどうなつてお
るのか、ちよつと聞き漏らしたので、そういう人
もあるかもしれない。新しくなる人もおるかもし
れない。新しい人は——やめられる人は退職金を
払うのはあたりまえですが、引き継いでいかれる
人がかりにあったとすれば、一体どういふふうに
お考えですか。

○説明員(式田敬君) お答えいたします。事業団が発足いたしますと、燃料公社は廃止になりますので、現在の役員は全部一たん退職いたしました。退職金の支払いをいたします。そしてそのうち、まあある方々はあらためて事業団の役員に任命される、こういうわけでございます。

○北村暢君 大体わかりました。それで次に、原子力船開発事業団のほうですが、これは前回伊藤委員の質問に対して、計画変更のあった、その他の点でありましたけれども、当初の想定した事業計画予算は三十何億ですね、それが事業団が実際

にやる場合に六十億になりましたね。そういう点で非常に差が大き過ぎたので、第一船の着手がおくれておった、これはまあ計画変更があったことは事実である、こういうことがなぜ起きるのか

という問題なんです。原子力委員会の専門委員会で正式に論議をされて、そして計画されたものでしょう、そうしてその結論が出たものである。そ

れが事業団が実際に実行の場合いったら倍くらい予算が違ってしまうという問題ですね。そして三十八年に発足をして、四十二年ようやくとことし第一船の建造に着手するということです。ここに辺に私は事業団、その他の事業のルーズさがある

らかと思うのですよね。先ほど事業予算について幾らかと聞いたらわからないという、これ原子力船

のほうはちょっと何も仕事やってないのに、金がかかり過ぎるというところ、悪いから答弁できないのか、どうもそこら辺、勘ぐりたくなるのですがね。これは大体わかっているのですよ、三十九年以降の予算というのは私はわかっているのだけれども、聞いているのだけれども、私がわかるぐらいのことをそっちがわからないはずがないので、ちょっとした資料で、すぐ出てくる。

○説明員(式田敏君) 御説明いたします。三十六億円の当初の建造費がきまりましたのは、三十八年度の予算、三十九年度からでございますけれども、実は原子力船をつくらうという話は早く、三十一、二年ごろからスタートしたことは御承知だと思ひます。そのころまだほとんど情報らしき情

報がなくて、いろいろ推測も加えて暗中模索しておったという状況でございます。なるほど専門家を加えていろいろな角度から検討はいたしたわけでございますけれども、実際に見積もり落としたといいますか、必要な部分で抜けているのが非常にいろいろ出てきたわけでございます。そ

ういうやはりこういう初期の段階のものでござい
ますから、情報が非常に足らなかったという点が
これはやむを得ないことかとわれわれは思うので
ございますが、そのほかやはり三十七、八年ぐら
いにはほ三十六億という額が出てきたのですが、

そのころから最近まで、物価のみならず、特に工賃が非常に値上がりしたというふうなことがございまして、四十年に入札をいたしましたときには、思いがけないような金額が出てきたというふう

うな経緯でございます。

それから三十六億の場合の総経費が六十億というふうに見積もられております。それから現在はい

建造費五十六億円に対して総経費は百八億円くらいと見積もられておりますけれども、この建造費外の金額で一番大きなのは、よく母港一定係港といっておりますが、ここに小修理あるいは燃料積みかえ、取りかえをするような母港が必要でこ

ざいます。これの建設に現在のところではかれこれ十八億ぐらいの金がかかるようでございます。

そのほかこの建造に至るまでの間、外国の技術を用いる調査したりあるいは外国の舶用炉の見積もりを参考に取つてみたり、あるいは臨界実験装置というものを原研に依頼してつくつて、その研究開発をやるとか、そういうふうに、いろいろな事前の準備的な開発費も相当かかったわけでございます。大体そういう点でございますので、こういう金額がかかるのはやむを得ないものとわれわれは思つております。

○北村暢君　まあ国鉄の新幹線の手算みたいにならばうに要る、予定とだいぶ違うというのもあるけれども、三十九年に三十六億というものが出て四十年のときにもう六十億だ、これは労賃の値上がりもあるかもしれないけれども、あまりに違い過ぎると思うのですよ。ですからね、どうも五年

も十年も前からの懸案で、そのころ見積もったものが三十六億で四十年に見積もったものが六十億というなら話はわかる。ところが、三十九年に三十六億と見積もったわけでしょう。ところが、もろ四十年に六十億というのでしょ、建造費だけ

で。そこら辺のところはやむを得ないものである
と思うと、こう言うのですけれども、どうも私に
は納得いかないわけです。そういう点につい
て、まあ建造費五十六億というのですけれど、
そこら辺について二十億くらいの差が出てくる。

約倍くらいの違いがある、そんなことになるのかと思う。そのために一年なり二年なり建造のための着手をするのがおくれるわけでしょう。だから、これはやはり民間であつたなら、こんなこと

をやつてたんじゃ採算とれないというのでたいへんなことになりますよ。で、事業団なるがゆえに親方日の丸式でやっているから成り立っているわ

けです。しかも、あなた原子力船の建造費だけじゃないですよ。三十九年から相当の、事業団の運営費だけでも相当かかっているわけですからね。そういうので、事業団の運営費だけでいままでに十三億……、四十二年度予算七億五千二百

万円ですか、これまでにだいぶかかっているわけでしょう、十何億というものがかかっています

ね。それは設計だの何だのというものにかかっているものなのかどうなのか、発足して四年間、これは国が経費を払っているわけですね。民間からこれは来ているわけじゃないでしょう。だから、国の出している分と、資金と、それから民間から出している分とはどういうふうになっているのですか。

○説明員(式田敬君) いまの民間出資の点でございますが、これは設立の当初からの大蔵省との約束といえますか、そういうことで四分の一は民間出資になっております。四十一年までに二億五千万円程度の民間出資がきまつております。

○北村暢君 四十二年度はどうなっておりますか。

○説明員(式田敬君) 四十二年は民間関係——民間団体との話し合いで、やはり一年間で二億五千万円の民間出資がきまつております。

○北村暢君 それでこの原子力第一船が完成を四十六年と見込んでいますね。それから第二船と続いてやっていくようですが、これはこの事業団はこういう原子力船を建造いたしますが、これがほんとうに原子力商船として今後どのように実用化していくかという問題ね。第一船、第二船と開発する上において国の相当の力でやらなければできない、あとは民間で自主開発ができる、こういう点に持っていくためにやっていると聞きます。かと思ひますが、そしてできた一体原子力船は民間に移譲するんですか。それとも事業団そのものが建造後における輸送その他をやっていくのか、この二つの点についてお伺いしたいのですけれども、この事業団の事業内容として将来どういうところまでやるのか、民間の自主的な原子力船の開発というものに移るのはいくつごろなのか、また、そういう計画、考え方があるのかないのかですね。第一船、第二船をやるのに相当長期にかかると聞きますね。そういうような点からいって、現在の原子力船以外の船舶関係の、現在ある船舶ですね、これを直ちにつづすわけにもいかなうでしょう。それとの関係が必ず出てくると思ひ

ますが、どのように将来考えておられるのかですね、その点をひとつお伺いします。

○説明員(式田敬君) 御説明いたします。原子力商船の実用化の問題でございますが、御指摘のように、第一船は実用化に備える一つのプロトタイプとして、いわゆる実験船という意味でつくります。でございまして、原子力委員会の長期計画によりまして、大体四十八、九年ぐらいには実用船としての第二船を民間主体で建造するという考え方を持っているわけでございますが、世界的に見ますと、アメリカは御承知のように、もう一昨年あたりからいろいろな計画が出ておりますが、本年か来年あたりから三十ノットの高速コンテナ船を原子力によってつくりたい、そういう非常に具体的な計画が熟しているわけでございます。そういう情勢から見ましても、また経済性がいつごろ出るか、在来型の船に比べまして、いつから経済性を持つてくるかということについては、これはいろいろな見方がございまして、けれども、アメリカの関係者の中ではかなり早いというあれがございまして、わが国といたしましては、この四十年代の末期ぐらいには実用船をつくる段階にこれをつくりまします、大体同じ型のものを一度に三隻ぐらいつくりまして、そしてこれがたとえば太平洋航路を三隻が回るとかいうふうな形になるわけでございますが、そのためにはやはり船舶用炉——現在の船舶用炉はやはりまだ経済性はございませんので、これの開発研究が急務でございまして、したがって、原子力委員会でもそれを特定総合研究の一課題といたしまして、これはまあ官民協力してこの船舶用炉の開発を進めていきたい。それからついでに、いま三十ノットのコンテナ船と申しましたけれども、大体いまの見通しでは、船舶用炉が改良されましますと、三十ノットで経済性が出る。それからタンカーというふうな場合を考えましますと、まあこれはやはり、たとえば五十万トンタンカーというふうな大型になりましても経済性が出ないような一つの推算がございまして、

それから第一船の運航でございますが、これは四十六年度に完成いたしましたして、四十七、八年にかけて実験航海等を行ない、四十九年度から特殊な貨物の輸送を実際にやっていくという計画でございまして、御承知のように、原子力開発事業団は、四十六年度末をもって一応期間が終わりまします。そのあとどうするかという問題が実はあります。これにつきまして原子力委員会は、いよいよこの船ができ上がります段階の少し前になりましたら、あとの運営のやり方について結論を出そうということになっておりますけれども、四十六年度末に船ができ上がって、四十七、八年度実験航海をやるといふことになりまします、何らかのや

はり国の機関がこれを、あるいはこの現在の事業団の期限の若干の延長ということも議論になると思ひますけれども、やはりそういう国の機関の手で見えていく——そのあとの運航につきましては、これはどういふ形になりますか、たとえば適當な船舶を管理運営する機関があらますればそこにやらせるのもいいかと思ひます。いずれにしましても、取り扱いについては、現在の段階では急にきまらない問題でございまして、後々に何らかの方策を講ずるといふふうな考えをしております。

○北村暢君 そのあとのほうになるとだんだん声が小さくなつてはつきりしなくなるのだが、まあそれだけ見通しができてないのかもしれないけれどもね。したがって、この事業団というのは第一船の建造だけで終わるといふことのようにですね。その間に第一船の船舶用炉というのは輸入するのですか。それとも国産のものになるのですか。第二船からこの国産の船舶用炉の開発ができるのか、ここら辺はどうなるのですか。

○説明員(式田敬君) 第一船の船舶用炉は、三菱原子力工業と事業団が契約していわゆる国産炉でもつてやることになっております。

○北村暢君 結局はまあ将来のほうの見通しはまだ、四十六年度で一応終わることになっている事業団が四十九年度まで実際の原子力商船として実用化するまで残るかどうかということについては、ま

あ今後の検討としていまのところ結論出ないと、こういうことのようにですが、大体こういう事業団、公団というのができるといふと、簡単にこれを解散するといふわけにいかなくなってくるのです。どこの公社、公団、事業団もそうなんです。ですからこれはやはり相当見通しを持って、事業団といふのはやはり原子力第一船をつくつたならば目的を達すると、そこで解散すると、こういうことですね、その第二船以降は民間の自主的な開発でやれるのだ、こういうことの見通しを持っていく必要があるんじゃないかと思ひます。そして原子力船といふのは、いま説明のあつたように、普通の船ではとても原子力商船として採算ベースに合わないといふことで、特殊のコンテナ船として三十ノットのすばらしいスピードのコンテナ船でなければいけません、あるいは五十万トン以上のタンカーでなければならぬといふのですから、これを実用化する場合には、これはたいへんな海運界における変わった形のものになつてくるわけですね。そういうものを一体将来の海運界の中に、民間でこの原子力船といふものが、原子力商船として効果あるものに実際に運用されていくのかどうか。それをやはり見通して公団なら公団が解散して、その技術者、その他いふおるわけですから、この解散した場合には、やはり民間に吸収するとか何とか考えなければならぬ問題です。ですから、そういう点までやはり見通しておかないといふと、する事業団がまた次から次へとやめていくというふうなことになるんじゃないかという心配がある。そういう点の見通しをひとつ大臣からお伺いしておきたい。

○国務大臣(二階堂進君) この原子力船の建造がだいたいおくれたことにつきましては、先ほど局長、次長から御答弁申し上げたいろいろな事情があつてそういうことになってまいりましたが、ようやくことしから建造に着手するといふことになりましたが、この四十六年度までに第一船を完成して、そしてその船によって乗組員の研修、訓練もやる、あるいは試験をやる、こういうことも

ろの研究開発が行なわれるわけでございします。で、国としての原子力船開発事業の方針が私は一応四十六年度で終わる、こういうことであらうと思っております。しかし、その時点になってまたどういう事態が起こるかわかりませんが、一応国としてはそういう方針である。それから原子力船の建造の問題は、これはもうアメリカ等におきましてですでにも大型のものができておりますし、先ほど次長が申し上げたとおり、三十万トン、五十万トンという私は大型化してくる時代がくると思っております。日本も好むと好まざるにかかわらず、私は将来やはり輸送船、タンカーなどは大型化していくという方向にいかざるを得ない。しかもまた、経済性を考えてみますと、先ほど五十万トンで約二十二、三ノットなら経済性が合う、あるいは三十万トンぐらいならもっとスピードがなければならぬというところから、経済性が、いろいろ可能性が出てきておる。こういう状態でもございします。日本といたしましては、従来から海運第一国だと誇っておった日本であればあるほど、私はこうした方向には国も研究開発を進めていかなければなりません。民間の造船業界としても、私はそういう態勢を漸次固めつつ、しかも、今度できます原子力船の炉は、これは動力炉は日本で自主的に開発ができる。これは経済性に合うかどうかは別といたしまして、将来そういう方向で民間産業もどんどん進めておりますので、私はこの第一船ができて、そうしていろいろな研究を国、民間が協力してやれば、第二船、第三船はやはり民間の産業として移行してもいいんじゃないか、こういう方針だけは私は持つております。また、これが改組になった場合には、やはり民間から相当事業団に入ってきております。従業員、技術者が、したがって、自分のほうに引き取れる、こういうことにならうかと思っております。また、公社、公団等のあり方については、先ほど先生からいろいろ御指摘のありましたとおり、相当反省していかなければならぬ面も、検討していかなければならぬ面も相当あるというこ

とは御指摘のとおりでございしますので、そういう点につきましては、政府といたしましては今後十分臨調の答申等を尊重いたしまして改善検討を加えていく、こういうことは当然であらうかと思っております。

○北村暢君 それでは、原子力船の問題はこれくらいにいたしまして、次に、これは法案と直接関係ございせんので、ごく簡単にお伺いいたします。コールドチェーンの問題で若干お伺いいたしますが、コールドチェーンの問題が取り上げられたのは、たまたま物価問題がやかましくなった際に、生鮮食料品の流通という問題についてやかましく議論せられた段階にコールドチェーンというものが出てきた。そういう関係からいって、どうも生鮮食料品の物価の安定のために非常に役立つんじゃないか、こういうふうな受け取り方がされていくのであります。しかし、私は、コールドチェーンが技術的に完成されて実際に実用化された場合には、必ずしも直ちに物価に役立つというふうには受け取れないのであります。したがって、そのコールドチェーンの発想、多額な経費をかけていま科学技術庁で実験をやっておるわけですから、そういう実験するに至った着想、発想のどういふところに重点を置かれてこういふものを取り上げるに至ったのか、この点をひとつ冒頭にお伺いしておきたい。

○国務大臣(二階堂進君) こまかい技術的なことは局長から答弁いたさせますが、このコールドチェーンの着想は、これは私が就任以前から行なわれていたことでございしますが、一つは物価対策、特に物価に一番影響のあるのは生鮮食料品、野菜、こういうものが大都会の消費地において不足すると急にまた値段が高くなる、国民のほうから非常に願われる、私は確かに一つの物価対策の上からもうこういふ構想が生まれたのではないかと思っております。また現在も私はそう考えております。それからもう一つは、農村の生産者擁護、たとえば蔬菜園芸、これは南九州では一年じゅう蔬菜園芸ができる、あるいは四国の一部においてで

きる、その他また果樹等においても適地があるわけでありますから、こういう所の適地を利用し、あるいは気候を利用して、そういうものをば零細農家に奨励してつくらせて、そうして安定した供給をはかる、物価の面からも安定するように仕向ける、また、そういう特殊な地域における生産農家、零細農家を擁護するという立場から、生産を計画的に行なうて、そうして集荷を一元的に行ない、輸送それから大都会における供給の態勢というものをば一連の関連をもって実施していくならば、供給者、生産者の擁護にもなる、と同時に、消費者の立場にも価格引き下げで役立つ、こういうことでこの着想が生まれたのだと思っております。また、私もそういう構想で、一つの政策ですから、今後関係各省が緊密に連絡をとって実施していかなければならぬと思っておりますが、ただその場合、私どもの科学技術庁で実験をいたしてまいりましたのは、従来、ともすれば鉄道輸送等によって冷蔵したもののが生産地から消費地に送られる。その場合に非常に、たとえばトマトであるとか、あるいはサヤエンドウであるとかピーマンであるとか、それからレタスであるとか、あるいはキャベツであるとか、そういうものが一括して来る。しかも肉類なんかと一緒に詰め込まれてくることによつて鮮度も非常に悪い、ビタミンの含有量も非常に違ってくる、生鮮度が非常に違ってくる、こういうことではいけないのであって、そこで品物別に送る場合の研究を科学的にやってみて、これをやってきたのが科学技術庁の試験でありまして、したがって、トマトとかピーマンとかあるいはサヤエンドウとかいふものは、それぞれ鮮度を落とさないように、ビタミンの含有量をそのまま生産された現地におけると変わらないように持つてくるためには、温度も違わなければいけない、湿度も違わなければいけない、その他いろいろの試験というものを科学的に研究していく、そしてそれがとれたそのまゝの姿で消費者の台所へ送り届けなければならぬ、こういうことの研究を過去二年にわたって、昨年からことしにかけて

やっているわけですが、その結果が、あちこちから肉もやっておりますが、南九州の野菜もやっておりますが、非常に科学的にいい結果が出てきておる、こういうことだけは明らかになっておるわけでございます。しかしながら、今日まで持つてまいりました量はほんのわずかでございします。したがって、これがコールドチェーンと願われますが、これが東京都内に計画的に生産物が輸送されて、そして一定の量が東京都や大阪に運び込まれてくる、そこでそれぞれ品物によって特別につくられた倉庫の中に詰められて、そうして高くなったときに一斉にこれが放出されるということになります。私は確かに野菜というものの物価対策に役立つと思っておりますが、遺憾ながら今日まで実験段階でございしますので非常に量が少ない。具体的な数量につきましては局長から答弁させていただきますが、したがって、直ちにそれが今日の物価政策にいい影響を及ぼしたというわけにはまいっております。しかし、先ほど申し上げましたように、これは政策として進めております以上、生産も農林省や県に協力をしていただいで、適地に生産計画を立てて、そうして集荷も農協等が集荷をやります、輸送も海上輸送等によつて、鉄道輸送よりも海上輸送のほうがきわめてコストも安く、時間も短くて鹿児島から東京へ到達する、こういうことが実験でわかっていることであります。そういう一貫した農林省、科学技術庁あるいは運輸省、あるいは厚生省というところが密接な関係を保ちながら政策を十分に生かしていくならば、私は考えておりますような効果というものは確かに出てくるのだ、こういうふうに考えておりますので、今後とも関係各省、特に農林省等とも密接な関係を保ちまして、来年度予算要求等につきましては、一そうこれが効果的に実施ができるよう努力をしてみたい、こういうふうに現在考えておる段階でございします。

○北村暢君 まあ、長官のおっしゃるコールドチェーンが物価の安定のために役立つようにやっていくという着想でやられる、これはまあ当然で

しょう。そうでなければ実験やる必要何もない。

ただ物価の安定というものについて役立つようなコールドチェーンというものは、これは魚については、もうすでにコールドチェーン、科学技術庁、これはやっているわけですね。コールドチェーンの態勢というものはできています。まあ、改善の余地はあるでしょう。主として生鮮食品の物価の安定のために役立つというのは、生鮮食品のコールドチェーンは実際に、それと肉を一部やっておりますね。その場合に、いま大臣のおっしゃられたようなピーマンであるとかサヤエンドウであるとか、まあ、サヤエンドウの消費というのは、どのくらいあるかわかりませんが、とにかく、そういう季節はそれのものを特殊な用途に、特殊な消費に利用する。ピーマンなんかもう大衆化してしましたけれども、そういうものでは物価安定に役立つわけですね。大衆野菜にこのコールドチェーンが生かされないという、物価安定には影響しない特殊なものをつくるのだとしたらば、金、少々高かった、これは売れるのですから、それではしかし量的には非常に限られたものです。そういうものは何も試験しなくたって、金さえかければ、実際に品物がいたまないで、しかもいいものが来る方法は幾らでもある。問題はやはり大衆野菜、大衆生果物、これがコールドチェーンに乗るか乗らないかという問題、そういう点がこの物価に安定的になるかどうかという問題、ところが、確かに直接直ちにその物価の安定に役立つかどうかということについては非常に疑問である。ということは二段、三段の意味においては、全然ないとはいいませんよ。大衆野菜、生果については大量に取り扱い、大量に取り扱うものについて、しかもこれは値が張るものではない。産地に冷蔵庫をつくり、輸送機関に冷蔵施設をし、そうして消費地にまた冷凍施設をし、小売店にまで、家庭にまでいかにチェーンにならないわけですね。チェーンというのはそういう意味で、生産から消費の過程に至るまで態勢ができないという、コールドチェーンの役をなさ

ないわけですから、途中で切れたのはコールド

チェーンにはならないわけです。そういう意味において大衆野菜について、そういう冷蔵施設をするという、これは非常に大きな投資が必要で、経費がかかるわけですね。そのためにはやはり包装も冷凍に含った包装しなければいけません。大衆野菜について、パッケージしなければならぬ。ただその場合に、普通で送れば腐ったりなんかする損耗率が、コールドチェーンで来ると、その損耗を少なくしてやり得る、ある程度の投資はするけれどもカバーできる、こういうふうなやつて、経済的に見て成り立たないという、いかに品いたみしない、鮮度のいいものを持つてきても、値段がべらぼうに高くては意味がない。また、そういうふうな施設をすれば、大衆野菜について経費がかかる、何といっても、ですから、直ちに私はコールドチェーンというものは、生鮮食品、特に大衆野菜について値段を下げるという役割を直ちに果たすかどうかということについては、はなはだ疑問がある。そういう点のこまかい、普通輸送で来るものと、コールドチェーンで来たものとの価格の、一方はロスがでたり、片一方はロスがなしにきわめて鮮度がいい、そういうようなもので、価格の面でいけば相当の検討がなされなければならぬ。そうでなければコールドチェーンというのは、確かに技術的には九州のもの、船に積み、冷蔵施設で着いた、品いたみもしないで非常にいいものが着いたというだけであって、経済的にペイするのかもしれない。かという問題、これを私は心配している。したがって、大臣のおっしゃる通りに、直ちに生鮮食品の価格が安くなる、安くなるのじゃなくて安定すると、こういうふうな逃げているわけですね。少なくとも高くならないということでは、いまだに高いところ、こらう言っているのですから、だから高いところに安定するのも安定で、低いところに安定するのも安定で、これ以上上げないでいくというところに安定するのも安定です。したがって、高

いとこに安定させたのじゃ消費者に迷惑なん

すから。確かに変動があつて生産にも影響するということ、価格変動があまりないように安定をしようという点に役立つということについてはある程度認めなければいけないけれども、そのために非常に冷凍施設その他の輸送等について、一般輸送その他について経費がかかるというのじゃいかぬと思うんです。だからその辺の認識を、大臣は政策的にやるのですから、こらうおっしゃるけれども、安くならないんじや、これは私はあまり政策的とは言えない。それだけ技術を要したものを国民一般が要求しているのかどうなのかという点も問題なんですね。だからそういう点についての見解というものをもう少しやはりはっきりしておきたいと思うんです。

○国務大臣(二階堂進君) 御指摘のとおり、私もこれはまだ相当研究しなければならぬ問題がたたくさんあると思っております。また、コールドチェーンをすぐ一部実施したからといって、すぐそれが物価に影響する、特に生鮮食品等の、大衆野菜等の価格引き下げに役立つ、私はこれだけがその大きな役割を持つということには考えておりません。これはもう物価は御承知のとおり、いろいろな総合的な施策を関連して講ずることによつて私はできていくものだと思っております。そしてまた、サヤエンドウとかピーマンとか、そういうものが高級料飲店等に使われて、特殊な人が食べていると、そういうことでなくて、少なくともニンジン、キャベツ、それから白菜、ネギ、こらういふものぐらひは、これは常時やはり供給も農林省あるいは地方と協力して生産を常時行なうていく、これがまたできたものがやはりこれは農民の所得をふやしてある程度安定した価格で取り引きされて、そして消費地にこれが一貫した形で流れていく、こらういふ流通機構や生産体制の問題もあわせて私は行なわれていかなければいけないと思ひますが、ただこらういふ面ではたとえば魚等とれたときに腐る、そこで漁港において冷凍設備をつくりあるいは東京に大きなものができると、

そういうものができて初めて腐る魚が——いわゆる

豊作貧乏で、たくさんとれて価格が安くなつて漁民の所得が減るというやうなことであつてはならないというので、こらういふ施設をつくつて、また、流通機構を漸次整備されていきつたわけでございますが、こらういふことなども織りまぜて一貫した政策で行なつていかなければならない。しかし、いま申し上げたとおり、試験の段階でも、肉もやっておりますが、白菜もやっておりますし、ニンジンもやっております。こらういふものが、より高い鮮度で、より高いビタミンを持ったものがやはり国民の口の中に入つていく、特に大都会においてこらういふものが困つておるときに入つていくということは、私は非常に国民の健康の上から言つてもいいのではないかと、特にまた給食の関係等においても実行してきて、そこに直接持つていって、しかも適正な価格でこれを使用してやつてもらつておる、こらういふ実験もやつております。ですから何も国民生活に結びつかない政策というものはあり得ない、試験というものはあり得ない、こらう考えておられますので、今後こらういふものも政策を総合的に進める中において、こらういふ地域の農民の生産を高めて所得をふやす、一面においてはこらういふものが大量に生産され、貯蔵されて、こらうして物価が高くなるときにこれを安く出すというやうなことも私はあわせて考えていくべきものだと思う。こらういふものが一括して一束になつて輸送されてきたもので、より高い鮮度で、より高いビタミンを持ったものを供給する、こらういふものもまたあわせて研究することが、これは当然じゃないかと思ひます。また、チェーン組織のいろいろなものがどんどん進んでまいりますから、もとよりそのために相当な投資も必要であります。今日まで私は、昭和四十四年度ですか、財政投融資、たとえばコンテナのメーカーあるいは陸上荷揚場の施設につきましても、約七十数億の財政投融資をこのことのために注ぎ込んでおるわけでございます。ですから科学技術庁の研究だけでは二億数千万でございます

が、財政投融資を入れますと四十一年度も七十数億かけておるわけでございます。ですから、これも一部であります。持ってきたものは、喜んで買われていく、デパートにも出してあります。これが非常に喜んで買われていくということでございます。まあ私はこれを進めることによって、考えておられますような一定の効果というものが出てくるんじゃないか、また、そういうことで出るように政策を進めていかなければならぬと考えておるわけでございます。

○北村暢君 この問題は大臣がもうおっしゃられるのですが、簡単に言うにふりて受け取るわけにいかないんです。四十二年度の農林省の方針は、うなづいてないんです。科学技術庁が今年度で試験を終わります。来年度からこの試験を応用して農林省なり何なりが、このコールドチェーンを實際の行政の場に受け入れていく場合にどうなっているかという、それはもうなっていないんです。ということは、特殊なものについてはコールドチェーンはよからうけれども、大衆的なものについてはあまり積極的ではない方針を出している。したがって、これは政府の内部において調整をとらなければならぬ問題ですが、流通問題については農林省は農林省でいろいろ検討され、魚なり野菜なり生果物なり肉なりの、いわゆるコールドチェーンについての検討をやはりやっておるわけですが、やっているんですが、魚なんていうものは、先ほど言ったように、もうすでに実施されておりますし、ある程度いっているわけですが、肉についても相当な点までいっている。しかし、まだまだ肉についても検討する余地があるようです。これはまあコールドチェーン——ほとんど部分肉で消費しておりますから、この部分肉のいわゆる小売りにおける流通段階において、なかなか簡単に、このコールドチェーンに乗ったものが直ちに消費者の嗜好なり、消費の目的ごと——肉だつてなかなか、夏と冬では違ふし、めんどろな問題があるわけですね。そういう点、ずいぶん農林省は農林省なりに検討はしているん

ですが、いま科学技術庁で、たとえばコールドチェーンに乗りにくい、いままで未経験の生果物などですね、いま言ったような特殊のものについてはコールドチェーンというものを評価しているようにすけれども、大衆のものについてはあまり期待しておらぬという行政庁間の意見の不統一があるんです。こういう点については、私はやはり、いま長官がだいぶ張り切つて説明はされましたけれども、受け入れる農林省があまりはつきりしておらぬようですね。ですから、これはそういう点を指摘だけしておきますから、ひとつ行政庁内部においてよく連絡をして、長官のおっしゃるようなことが、非常に安い、栄養の高い、鮮度の高いものが貧乏人の口に入るようにひとつそういう方向でやつてもらう、やはりコールドチェーンに乗ったものは大臣がおっしゃる通りに、貧乏人の口に入るような形になつておらないのです。實際は、その点は家庭の冷蔵庫の設備もいまの冷蔵庫はだめなんですよ、相当大型のものにならなかならない。そういうようなチェーンの最終的な処理までやはりいかにいこうと、消費者の認識も変わつてこないといふことではない。その点は簡単なものでないことだけはひとつ……。

○国務大臣(二階堂進君) 承知しております。

○北村暢君 次に、もう時間が来ましたが、一点だけ御質問をしておきたいと思うのですが、今度の職員定員の改正の中で無機材質研究所のものがこれは二倍以上に定員がふえるようでございます。倍以上にふえる理由は一体何なんですか。

○政府委員(谷数寛君) 無機材質研究所は四十一年度から発足しまして、四十二年で設立以来二年目になります。最初の四十一年度には研究グループが一つしかなくて非常に小さなところで発足したわけでございます。第二年度は研究グループが三つふえまして、四つになりました。こういうことで研究グループの数が三つふえたということ、人員が非常にふえたということでございます。

○北村暢君 その研究グループがふえなければならぬ理由は何ですか。

○政府委員(谷数寛君) 当初の計画といたしましては、無機材質研究所は、わが国ではそういう研究を総合的にやる研究所がないものでございます。から新設したわけでございますが、当初の計画では、研究グループを十五ぐらい必要であるということから始めておるわけでございます。ところが、一挙に十五グループ整備するのはなかなかたいへんでございますので、数年に分けてやる。こういうことでぼつぼつ整備しておるわけでございます。

○北村暢君 いまさらあつた十五ぐらい必要だと言いますが、さしあつた一つで、今度三つのグループがふえる。こういうことですが、さしあつた研究課題というのは何ですか。

○政府委員(谷数寛君) 四十一年度最初に発足いたしましたときは炭化珪素に関する研究。これは最初にできたグループでございます。今年度で三つ三つのグループは酸化アルミニウム、酸化バナジウム、窒化アルミニウム、こういうものでございます。

○北村暢君 非金属の研究ですね、これは。そういういふ言つたようなものが實際には材質としてどういふものに利用されるのか。こういうことで

○政府委員(谷数寛君) 用途はいろいろございしますが、まず、非常に高温高圧というところ、使用して摩擦が少なく、こういうものが大抵中心になつております。

○北村暢君 それは宇宙開発のロケットとか、何かそういうものに関係あるのでしょうか。

○政府委員(谷数寛君) お話のとおり、宇宙のロケット関係あるいは原子力発電の部品、こういうものに関係がございします。

○北村暢君 大体わかりましたが、十五ぐらいというのですから、これは将来ももっとふえていくという考え方ですね。こういう無機材質の研究というものがおつたために宇宙開発というものに支障があつたと、こういうふうに言わ

れておるようですが、今後の宇宙開発との関係で、この無機材質の研究所というのは、宇宙開発の技術の発展というもののバランスにおいていままでもうなつておつたのですか。

○政府委員(谷数寛君) 現在でも、東大等でロケットをこしらえておりますが、そういうものに使われておる部品は、現在できておるものを使つておるわけでございます。しかし、世界の進歩を考えますと、各国ともにこれよりもっと性能のいいものをだんだんやつておるといふ状況でございます。ですから、そういう情勢におくれないために、さらに現在使つておるものよりもいいものを開発しよう、こういうことでやつておるのでございます。

○北村暢君 最後に一つだけ、それじゃ宇宙開発の急速に技術開発が行なわれておるわけですが、科学技術の情報は、秘密というものは公開されておるわけですね。秘密というものはないわけですね。それで私は、ここで、これは時間かけて聞かなければならぬのですけれども、いわゆる自衛隊の技術研究本部、これはどうもわからないですね。第一部、第二部、第三部と言つたつて、内容をやつておるのかわからない。これは自衛隊のほうで聞かなければならぬわけですが、したがって、わからないのですが、いわゆる国なり民間で研究せられることというのはすべてデータが公開されているということですから、当然これは自衛隊の技術研究本部で、この技術というものを取り入れるということについては、これは自由なわけですね。したがって、今後自衛隊の技術研究本部との連絡関係というものはどういふふうになつておるのか。

○政府委員(高橋正君) 先々御存じおきのこと、私も、私も所掌いたしております宇宙開発というものは、宇宙開発審議会の第一号答申に基づきまして平和利用の目的に専念いたしておるわけでございます。それで、もちろん御指摘のとおり、特に国の開発いたしました研究というのは、一般的に公開いたしますことが、これは原

則でございますけれども、しかし、たとえば、私どものほうでいろいろな委託、並びに試作というふうなものを企業に委託いたします場合には、おきましては、これは非常に企業そのものがその研究を用いまして軍事利用等に流れるというふうなおきそれ等もございまして、契約の条項の上におきまして、はつきりとその委託研究につきまして特許権をとりまします場合、あるいはこれに基づきまして実施いたしますような成果を利用いたしますような場合には、おきましては、すべて科学技術庁の承認を得なければ実行できないというふうな取りきめがございまして、そのような点はないと思ひます。

それから御指摘の防衛庁の研究所は、先ほど申しましたように、私どもは平和利用に専念いたしておりますので、具体的には技術上の関連と申しますか、そのような関係はいまのところ全くございせん。

○北村暢君　まあ毎回質問すれば、そういうふうに関係ないというふうに言われるのですけれども、ただ研究せられたことというのは、研究は自由ですから、大いにデータその他発表されて、そのものを研究された、科学技術庁なりの研究機関でやられたもの、そのものは直ちにそれは利用しないかもしれないが、理論とかそういうものは幾らでも利用できるわけですね。したがって、このロケットの技術というのは平和のロケットだろうと、たとえばロケットの誘導する技術ですね、これはいまの誘導弾のロケット技術と何も変わらないわけでしょう、理論は、そういう意味において、画然と区別していると言われるけれども、科学技術庁で発言せられる試験研究の結果というものは自由に公開されているわけですから、当然自衛隊の技術研究本部にも行つておつて何も差つかないものですね、これ。そうじゃないですか。自衛隊の技術研究本部にだけは科学技術庁の資料は行かないということではないでしょう。

○政府委員(高橋正春君)　仰せのとおりでございます、研究所が当庁で開発いたしました研究の成果を、文献あるいは学術発表等の場におきまして、知識として得る機会には十分にあると思ひます。

○北村暢君　まあきょうは時間ですからね、その問題はまたいつかやることにいたしまして、きょうは私の質問は、時間が時間ですから、終わります。

○多田省吾君　私は、原子力の平和利用の問題からお尋ねしたいと思ひます。

当然これからの発電は、重油等は十年、二十年後相当コストが高くなりますから、原子力発電によつていくものと思ひますけれども、世界でも一九七〇年には二千五百キロワットですか、それから一九八〇年には一億五千万、あるいは二億五千万キロワットぐらいの原子力発電量になるであらうと、こう言われているわけです。この前もお話しありましたけれども、わが国としての原子力発電の今後の十年先、あるいは一九八〇年あるいは二〇〇〇年等を考えますと、相当な量になると思ひますけれども、その見通しと、それから発電量に対する大体の割合、パーセントはどのくらいになる見通しか、それをまずお伺ひします。

○説明員(式田敬君)　御説明いたします。

昭和六十年度の原子力発電の見通しにつきましては、私どもの原子力委員会の長期計画におきまして、あるいは通産省の総合エネルギー調査会の答申におきまして、大体三千万ないし四千万キロワットの原子力発電所ができるであらうという見通しをしておりますが、それから先の数字につきましては、政府関係でははつきりした数字を見通しておりませんけれども、原子力産業会議の試算がございまして、約一億六千万キロワットというふうになっております。で、比率は昭和六十年年度において約二五%、全体の発電の四分の一でございまして、七十五年におきましては四六、七%、ほぼもう五〇%に近いというふうな数字が出ております。

○多田省吾君　昭和五十年度はどうですか。

○説明員(式田敬君)　昭和五十年度は六百万キロワットの計画でございまして、これは全体に対して八%でございまして、

ワットの計画でございまして、これは全体に対して八%でございまして、

○多田省吾君　まあそういう見通しでございまして、当然コストなんか非常に安くなる見通しですが、重油のコストあるいは石炭のコストを追い越すのは日本ではいつごろだという見通しですか。

○説明員(式田敬君)　現在つくつております関西電力の美浜の発電所、これを例にとりますと、二十五年平均で大体二円五十銭という数字が出ておりますが、現在重油専焼火力で一番大きい六十万キロワットの姉崎の発電所の見通しでございまして、これはやはり二十五年平均で二円二十銭というふうな見当でございまして、四、五年後からは建設されるより大型のたとえば八十万ないし百万キロワットの原子力発電になりますと、大体二円か二円を割る状況になりまして、そのころの重油専焼火力の大型のものとは比べまして、原子力のほうが安いという見通しが得られるわけでありま

す。

○多田省吾君　そうなりますと、近い将来エネルギー源というものは、当然原子力発電によつてくることになりまして、その場合の核拡散防止条約についてと思ひますけれども、結局は西ドイツがIAEA等の査察にはやはり産業の秘密が盗まれるので応じたくない、ソ連はそれを西ドイツに核兵器だとか持たせないように締めつけていこうというふうな思惑があるのではないかと。そういう意味で、いま日本では核兵器を絶対つくらないという平和利用を主張しておりますので、全くモラル的な姿勢で進んで査察に應じているような姿があるわけではございませんけれども、将来やはり日本の産業界にとって原子力発電というものがエネルギー源として大きな力を持つてまいりますと、当然産業の秘密の問題もあらましようし、また、査察で締めつけられれば原子炉をとめなくちゃいけないというふうな問題も起こってくるでしょうし、まあそういういろいろな問題で、やはり核

拡散防止条約の面においても科学技術庁が当然原子力関係業者や、あるいは学者等の意見を聞いて、その条約に対する強い要望がなければならぬ。外務省ではどうもそういう政治外交的な問題からのみ取り扱つていこうとしているような傾向があるわけではございません。で、ちなみに、西ドイツなんかではキーンガー首相がいち早く米ソ側に対して、原子力の関係業者や業界代表の意見をまず聞いた、そしてそれを核拡散防止条約に反映させていくというふうな態度をとっているわけですね。そういう面において科学技術庁長官として、このたびの核拡散防止条約においてどういう進言を外務大臣、首相等になされたのか。で、今後査察に対するお考えは一体どの辺にござい

ますか、それをお伺ひします。

○国務大臣(二階堂進君)　原子力の開発につきましては、御承知のとおり、わが国の政府の態度は、これはもう平和利用に限る、これは多田先生おっしゃったとおりでありまして、しかもこの研究開発は自主、平和、公開と、こういう原則に貫かれておるわけではございまして、そういう趣旨のもとに今日まで過去十数年余り原子力のエネルギーの開発には努力してまいつておるわけでござい

ます。また、平和に限るというたてまえを貫くために国際原子力機構の査察も受けております。これは、燃料のあり場所あるいは使用、あるいはまた、原子力研究所等において行なつております研究の成果は、英国の査察員が常駐在在いたしております。年二回ぐらい査察を受けております。そういうわけで、今日までその査察を受けまして

もわが国の原子力エネルギーの平和利用の開発には何ら支障はない、こういう考え方でござい

ます。ただいまこの核拡散防止条約の問題で、今後の査察がどうなるかというふうなお尋ねでござい

ますが、私どもはまだこの米ソ間において協議されております条約の内容が明らかになつておりません。なつておりませんが、この平和利用に対する政府の態度は、外務大臣とも密接にいろいろ連絡をとつてわが国の方針——原子力委員長とし

てのまた立場からかもやはりこれは従来の方針と變
わるべきでない、また、核を持てる国と持たざる
国との間において平和利用についての權利という
ものが差別を受けるようなことがあつてはならな
い、あくまでも平和利用に対する査察というもの
は平等でなければならぬ、平和利用に対する權
利というものはあくまでも同等でなければならぬ
い、こういう主張を繰返し外務大臣にもお伝え
いたしました、原子力委員長としての立場という
ものは明確にいたしておるわけでございます。先
ほど申し上げましたとおり、またこの条約の内容
が明らかにされておりますし、ソ連とユーラシ
ム諸國の間においても、またアメリカとの間にお
いてもいろいろ議論があるようでありますが、こ
ういう内容がもし明らかにされました場合には、
以上申し上げましたような政府の態度に食い違い
があるような場合には、やはり今日まで堅持いた
しました姿勢あるいは平和利用に対する政府の考
え方というものはあくまでも貫いてまいりたい
と、こういうふうに考えております。

○多田省吾君　まあ長官は成案が出てからという
ような、原案が出てからというようなお話でござ
いますけれども、結局米ノ案がはっきり原案とし
て出てからこちらがそれを修正させようとして強
く働きかけるということがあつても、なかなかそ
れは修正というものはできない。それで、やはり
西ドイツなんか、その原案ができる前に強く申
し入れをしているような姿があるわけです。やは
り日本においてもその米ノ案がはっきり出る前
に日本の態度というものを強く押し出すべきであ
る、このように思ひわけです。また、一面におい
て、西ドイツあたりはユーラトムの査察でかんべ
んしてほしいというようなことを言つておるわけ
です。日本はそれと同じ条件でゆるやかな査察を
希望するといふようなことを言つておりますけれ
ども、原子力産業界なんかでは、伝え聞くとこ
ろによりますと、IAEA以外の第三者の査察機関と
いふようなものも、これは現状としてはなかなか
できないと思ひますけれども、考えなくちゃなら

ないのではないかと、いろいろな要望をしているということも聞きましたけれども、もし、仮定の問題であります、そういうった西ドイツ、EEC関係諸国がユーラトムの査察でよろしいというようなゆるやかな査察になった場合に、わが国はどういった態度をとられるか、それをお伺いしたい。

○国務大臣（二階堂進君） この草案が示されてからまた検討するという意味を申し上げましたが、これは今日まで外務大臣を通じまして、ソ連、アメリカ等にもわが国の基本的な考え方、平和利用についての考え方は十分私は伝えていただいていと思うっております。また、原子力委員会のメンバーである西村さんが特派大使としてアメリカ、英国その他にもお回りになりましたが、その際にも私は西村さんに対して、外務省から依頼がございましたので、特派大使としてお出向きになることを許可いたしましたし、また、そのときにも私自身、先ほど申し上げたような基本的な考え方というものはあくまでも貫くべきだ、こういう態度は強く私は申し入れているわけでございます。

て、ただ案ができるまで手をこまねいてそれを見て
いるということでは決してございません。再
三、再四外務大臣も各国の首脳部、大使等にもそ
ういうことを申し入れをしておりますし、私は私
の立場でそういう、先ほど申しましたような基本
的な考え方を強く伝えているわけでございます。
○多田省吾君 現在の査察は、年二、三回査察に
応じているということを書きましたけれども、原
子炉をとめるような強い査察は受けていないのか
どうか。それから将来、いま日本の技術はまだ未
熟だと思いますが、核拡散防止条約の期限だつて
五年ごとでございます。非常に長期的な案が出て
おります。当然五年後、十年後日本の技術が進ん
だ場合、いわゆる産業秘密がスパイされるという
ような姿もあるわけでございますけれども、そう
いった査察と産業秘密の関係について、また強い
査察の場合は原子力発電そのものにさえも差しつ
かえるようなことがないのかどうか、そういった
問題をお聞きたい。

○説明員(式田敬君) 御説明いたします。ただいま強い査察を受けることはいかという御質問でございますが、現在の査察のやり方はそういう属子炉をとめて査察をするというようなことはないとしておりませんし、将来ともそういうことはないと思います。これは現在 IAEA で査察のやり方方をきめておりますけれども、将来ともそういうふうな強い査察というものはないと思います。

○多田省吾君 産業秘密、商業秘密の漏洩のおそれがないかどうか。

○説明員(式田敬君) 査察のやり方は、非常にことまかい技術的な問題がございますけれども、主として燃料の、外国から輸入した核燃料の流れを調べるというのが主眼になっておりますので、技術的な、秘密が漏れるというような心配はあまりないのではないかと。私どもはドイツの心配は多少行き過ぎでないか、心配し過ぎでないかというふうな感じを持っております。

○多田省吾君　西ドイツの場合は心配し過ぎて、
 いるというよりなお話でございますけれども、西下
 イツあたりはウラン濃縮技術なんかも非常に発達
 している。もし日本が、今度動力炉・核燃料開発
 事業団が発足されるようでありますけれども、そ
 ういった高速増殖炉なんか、日本の技術が非常
 に発達したような場合、ほんとうに漏洩するおそ
 れが多分にあると思うのですね。私は西ドイツが
 神経質であるというように御意見は非常にまだ甘
 いお考えじゃないかと思うわけでございますけれ
 ども、将来その査察の問題で禍根を残さないよう
 に、十分関係学者や業界とも、国益の面からも御
 相談されて、しかるべく強い要請をされるよう希
 望する次第でございます。

次にこの前、高速の実験装置が四月二十九日に臨界点に達したということが報道されましたけれども、高速増殖炉はほんとうに大型化して実用に使われるのはもう遠い将来のことではないというように何っておりますけれども、このような実験装置の完成等によってどのくらい早められたのか。そして日本としてはいづごろ高速増殖炉が完

成して実用化される予定なのが、その点をお聞きしたい。

○説明員(武安義光君) 高速増殖炉の開発は現在世界的に各国熱心に行つておる段階でございまして、現在のテンポでは昭和六十年代ぐらいが実用化のめどではなからうかということが言われております。わが国におきましては、その時期までで済みに、現在のところスタートは立ちおくれしておるわけではありますが、動力炉開発計画を策定しまして急速にこれを進めたいという考えであります。先般、日本原子力研究所に完成しました施設は、その一番基礎となる炉心のいろいろな物理的特性を、実験する装置でございまして、それに燃料が入つて実験ができるような段階になったということでございまして、これを基礎としましてできるだけ早い時期に完成いたしたい。現在のところ、動力炉開発における計画は昭和五十年代の前半に原型炉、これは発電設備を持ちました十五万ないし二十万程度の発電用高速炉の実験装置をまず完成するということを目標としております。

○多田省吾君 わが国は核爆発の平和利用といふことも考えてない段階でございますけれども、將來、きれいな小さな水爆等によつて、土木工事等が核爆発によつて、平和利用の面によつて大きな進歩をとげるということは当然予想されるわけでございます。わが国も、当然、核爆発の平和利用については留保こそすれ断念したわけじゃないわけですね。しかし、平和利用という面からすれば、こゝういった開拓というものは全然行なわれていないわけですね。しかし、どうしてもこゝう土木工事とか運河あるいはいろいろの工事になりますと、將來、実用的に考えても核爆発の平和利用というものは当然考えていかななくちゃいけないものだと、この前、外務大臣もアメリカという特殊な国からはいかぬけれども、クラブから譲り受けるのならば考慮してもいいということを、まあいまは考えていないといふことでございますが、そろゝういつた核爆発の平和利用を將來受け入れるお考えはあるのかどうか。

○国務大臣(二階堂進君) 現在、そういう考え方は持っておりません。御承知のとおり、平和利用と軍事目的に使われる爆発、このけじめが明確にされていない。アメリカなどでは相当大規模ないろいろな実験をやっておるようでございますが、将来、これは平和利用と軍事利用との区分が明確にされるという段階になれば、またそしていろいろな放射能等が、完全に被害を防げるというような措置が、安全措置が確認されるというようなきになれば、これはわが国としてもやはり考えなければならぬと思っております。思っておりますが、現在のところ、平和利用と軍事利用との区別をはっきりしていないし、また、安全措置というものが確認されていない段階で核爆発の問題が議論されておる今日において、私は少なくともそういう平和利用だからといって核爆発をすぐ考へるという段階ではないと思っております。これは将来とどんな技術も進んでまいりますし、特にアメリカ等では、この爆発がきわめて小さな規模において行なわれてきておる。まあ日本で申しますと、すぐ長崎とかあるいは広島、原子爆弾を考へがちでございますけれども、しかし、平和利用の名を付けてアメリカなどで研究しております。実際の状況を見ておきますと、非常に小型化してまいっている。したがって、この技術がどの程度進んでおるか、あるいはこれから何年かかってそれがもっと小さくなって、そして平和利用に限るといふ名目でこれがはたして行なわれることが確認されるかどうか、また、被害等についての安全措置等が完全にこれができるかどうかというこの点、見通しが明確にならなければ私たちがそういうことを考へてはならないと、こういうふうに考へております。

○多田省吾君 この前、ある新聞に、カナダのウラン鉱の開発について九電力会社が相当意欲を示しておる、それでその共同開発の計画についていろいろ懇談をしたというふうな話が出ておりますけれども、これはどうなんですか。

○説明員(武安義光君) お答えいたします。カナダにありますが、カー・マギー社から日本側に対してはウラン鉱の探査及び開発についての打診がございまして、これにつきまして電気事業者あるいは鉱山業者等が現地に調査団を派遣しまして、その結果等を聞きまして、かなり鉱区としましては有望であるという判定をいたしております。ちょうど原子力発電を本格的に始めます時期で、ウラン資源の確保という問題は非常に大きい問題でありますので、電気事業者あるいは鉱業会社等であり積極的に意欲を示しておるというふうに承知しております。

○多田省吾君 平和利用についてもう一点、先ほど詳しくお話がありましたので、簡単に伺いますけれども、原子力商船の問題ですが、まあ軍艦は別にしまして、民間ではアメリカで原子力の貨客船のサバンナ号ですか、ソ連では原子力砕氷船のレーニン号がもう完成して就役しておりますけれども、西ドイツでも原子力砕氷船運搬船オットー・ハーン号というのが、ことし完成するよう予定である、このように聞いております。昭和四十六年に第一船が完成する予定だと、そういうことを聞いておりますが、当然まだ経済性においては問題にならないわけですか。で、先ほどもお答えがありましたけれども、経済性においても実用化するのは大体いつごろの見通しか。それから第二点は、原子力商船の母港として横浜が予定されておりましたけれども、この前の話では否定的な話でした。どうも十月ごろ着工しないと手おくれになるというふうな話も聞いておりますけれども、その見通しはどうですか。

○説明員(式田敏君) 原子力船の経済性を見通した御質問でございますが、先ほどちょっと申しましたように、原子力委員会の長期計画専門部会における検討では、貨物船の場合には三十ノットの高速貨物船において経済性が出る、また、タンカーにおきましては五十万トンの超大型タンカーにおいて経済性が出る、こういう結論がございまして、いつからかということでございますが、これは船用炉の研究開発をさらに進めるといふ必要がございまして、ここ数年がかかると思えますけれども、先ほども申しましたのですが、アメリカにおきましては、もうことしからでも高速コンテナ船、三十ノットの原子力商船をつくり、着工したい、こういうことでございまして、アメリカにおける船用炉の改良研究というものは相当進んでおるものと思われまして、それから横浜の定保港、つまり母港のことでございますが、これは事業団の方々がしました結果、横浜に一応候補地をしぼって検討をしているわけでございますが、原子力船の着工のほうは、現在原子力委員会の安全専門審査会においてその安全性の検討をいたしております。その結論が出ますれば、これは安全であるという結論が出ますれば、原子力等規制法の許可を出すという手順になるわけでございますが、その許可が出ますれば、この秋か年末には着工できるというふうに見通されております。

○多田省吾君 予定地はどこですか。

○説明員(式田敏君) いまの母港のほうは横浜の富岡地区にこれから埋め立てを始めます地区を原子力船開発事業団は希望しておりました。現在横浜市に対して申請書を提出いたしております。市のほうでこれが認可されますれば、やはりその安全専門審査会においてその安全性等十分に検討するわけでございますが、この日取りは未定でございます。

○多田省吾君 ですから、四十六年度に原子力船が完成するとして、いつごろ着工しなければ手おくれになるのか、……母港です。

○説明員(式田敏君) 現在の事業団の計画では、この原子力第一船が進水いたしますと、母港に回航いたしますので、そこで原子炉を積み、その他の機装を行なうということでございますので、四十四年にはこの母港の岸壁ができ上がるということが望ましいわけでございます。

○多田省吾君 宇宙開発について、時間もありませんので、まとめて二、三伺います。

宇宙開発行政の一元化ということとは前から問題

になっておりますけれども、一体長官はその試案をいつごろ出されるのか。それから研究調整局航空宇宙課というところはこの計画室を新設して、これが一元化の拠点になるということも聞いておりますし、また、特殊法人を設けるということも聞いておりますが、あくまでもリーダシップをとるのは科学技術庁であると思うのですが、長官としてその宇宙開発行政の一元化についてどのような試案をつくっておられるか、いつごろそれを完成されるのか、その問題をまず伺いたい。

○国務大臣(二階堂進君) これは今日まで委員会等におきましてしばしば申し上げましたとおり、できれば私の役所でいま私が一元化の構想というものをまとめるように事務当局にも検討を命じておりますが、これはあくまでも私の考え方でございます。これをもとにいたしまして、関係各省、文部省あるいは郵政省、運輸省等々と連絡をいたしまして、そしてこの一元化のあり方について御相談を願いたいと思っております。まあ年度の予算編成時期までにはこの方針を明らかにして、そして閣議で了解を求めて、そしてこの一元化の体制をまとめてまいりたい、こういうふうに考へております。ただいま関係各省大臣との間におきまして、私もいろいろ話を進めておる段階でございます。また、これを進めていきます形としてはいろいろなことがあるようにございまして、私にはやはり民間とか大学という研究者あるいはロケット人口と申しますか、そういう技術者が非常に少ないわけでございますので、そういう総力を集め得る機関といえは国家機関もあるでしょうけれども、それよりも私は特殊法人というふうなものをつくって、そこで打ち上げの作業あるいはその後の管理等もやる、そういう組織をつくったほうがいいのではないかと考へております。また、役所の中には宇宙開発局というふうなものも一応考への中にはございまして、まだきめたわけではございませんので、いずれにいたしましても、各関係省がばらばらに予算を要求するという形であっても困りますので、やはり国家資

金を有効適切に使うためには予算の一括計上が必要でありまして、また、計画も各関係各省の間で話し合いをしてお互いに了解をもち、まとめて計画を立てる、あるいは国際協力も必要でございますので、そういう面についての国際協力を求めることも必要でございますので、そういうものを一まとめにして計画を立て、調整をし、予算の要求をし、あるいは国際協力を求めていくような機構というものが必要であるならば、私の役所の中に宇宙開発局というものを設けて、そこで総合調整をしていくことが大事ではなからうかと思っておりますが、いまそういう構想を固めつつある段階でございます。

○多田省吾君 次に、ロケット及び人工衛星の追跡の問題でございますが、今度一つは委託に応じながら追跡をやっていくという方針のようでございますが、地理的に最適だという理由で、施政権のない沖縄に電波追跡所を設ける予定だそうでございますが、その理由ですね、どうして沖縄でなければいけないのか。

それから委託は、もしアメリカ軍あたりから軍事目的のために委託を受けるということがあったならばそれを断るのか。そうすれば、どうしても委託の範囲というものをきちんと決めなければいけないと思いますが、その計画がおりないのかどうか、その点をひとつ。

○政府委員(高橋正春君) 沖縄におきまして追跡所を設けます理由は、まず宇宙開発審議会の昨年八月の建議に際しまして、追跡をいたしますためには、計算室とその他に三つの追跡所をつくる必要があることになっております。さらに三つの追跡所は、できるだけ赤道に近くて観測可能なところが必要であるということをお願いしております。したがって、三カ所のうち、現在打ち上げ施設でございます内之浦とそれから東京の計算室に追跡所を設けますと、あと一カ所は大体技術的に五百キロメートルの遠隔の地でございます。と、データを取りました場合の時間差が非常に少なくなりまして技術的に追跡が不可能になります。そ

ういたしますと、内之浦から南に五百キロメートル離れた中間距離をとりまして沖縄ということになります。さらに必要な条件をいたしまして、おのおの追跡所の間並びに計算室の間にマイクロ回線がございまして、データを直ちに計算室に送ることができません。そういうようなマイクロ回線を利用し得る条件のあること等、以上技術的な理由から沖縄に定めたのでございます。

なお、後段の、アメリカ軍の要請によりまして、軍事的な利用をいたすということは、先ほどから申し上げておりますように、この宇宙開発は平和利用の目的のみ行ないますので、そのようなことはございません。

なお、具体的な追跡の計画をいたしましては、現在でございますのは、四十二年度末に打ち上げられます東京大学の科学衛星第一号を追跡するということが具体的な計画となっております。

以上でございます。

○多田省吾君 最後の一点でございますが、東大のL4式ですか、科学衛星はまだ打ち上げられないわけでございますが、宇宙開発推進本部が中心となって種子島で行なうようになっていて昭和四十五年までの実用実験衛星ですね、これはほんとうに見通しがあるのかどうか。で、液体燃料を最終段階で使っているようでありまして、誘導装置はどうなっているのか、また、組み入れ実験が成功したとの間伝えられました。その実験の意義、さらにこの前衆議院でも問題になっておりましたけれども、このロケットがオネストジョンのような軍事目的にも使おうと思えば使えるのか、その点をまとめてお願いいたします。

○政府委員(高橋正春君) まず将来の実用実験衛星の実現の構想でございますけれども、これは宇宙開発審議会の答申にございますように、四十五年を目ざしてこれを打ち上げるべく必要な長期計画を定めるといふことに相なっております。

そこで先ほど御質問のございました、私のほうの計画室におきまして特にユーザー側であります

ところの関係各省の方々の御出向を仰ぎましてただいま計画を練っております。この計画ができればいいとばかりは申し上げられませんが、現在といたしましては、四十五年度までの実用実験衛星の計画と、それから以後、五十年までの間の次の段階と、それから非常に長期の見通し、三段階を立ててやっておりますが、いまの見通しでございます。一、二段につきましては東大のミューの改良をいたしまして大体二・五メートル程度の経になると思っております。それから、液体燃料のロケットは、従来私どもが開発いたしておりましたので、これを第三段目に利用いたしますが、これにつきましては誘導制御が固体燃料ロケットに比べて有利であるという点がございまして、この点につきましては、本年度の四十二年度予算におきまして四基誘導制御用のロケットの試作費がついておりますので、これによりまして必要な誘導制御関係の研究を引き続いて行ないたいと考えております。

○多田省吾君 軍事目的に転用できるかどうか。

○政府委員(高橋正春君) もちろんロケット、ミサイルというものは、これは燃料と酸化剤を自蔵いたしておきますようなことにつきましては、なるほど共通のものがあると思っておりますけれども、現時点におきましては、構造、設計、その他軍事利用のものとはほど遠いものでありまして、たとえば最初におきますところの加速の問題でございますとか、あるいは積載量の問題でございますとか、そういうような点におきまして、直ちにこれを軍事利用に転用いたすといふことは不可能だろうと思っております。

○委員(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(豊田雅孝君) 速記を始めて。

他に御発言もないようですから、本案の質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○八田一朗君 私は自由民主党を代表して、ただ

いま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、修正案を提出いたしましたと存じます。

修正案の内容は、お手元にお配りいたしました印刷物について御承知願うこととし、朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、本法律案の施行期日である六月一日がすでに経過いたしましたので、これを公布の日に変更するとともに、定員に関する改正規定は六月一日に遡及して適用することにしようとするものであります。

右修正部分を除き、原案に対しましては賛成いたしました。私の討論を終わります。

○委員(豊田雅孝君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました八田君提出の修正案を問題に供します。八田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって八田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後は二時に再開することとしたし、暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時十分開会

〔理事八田一朗君委員長席に着く〕

○理事(八田一朗君) 委員会を再開いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続き本案の質疑を続行いたします。

なお、関係当局からの御出席は、坊厚生大臣、梅本官房長、館林環境衛生局長、若松医務局長、高木会計課長、北川人事課長、橋本公害課長、松下総務課長、以上の方々とございます。

それでは御質疑のある方は、順次御発言願います。

○稲葉誠一君 今度の設置法の中で、凍結欠員の解除の問題などあるのですが、現在はどういうふうな欠員の状況になっているか。そこら辺をひとつこまかく各部門別ですか、わかる範囲で御説明をお願いいたします。詳しいものは資料として出していただければよいのですが、一応説明していただけますか。

○政府委員(梅本純正君) ただいま御審議になっております厚生省設置法の定員につきまして、本省と社会保険庁を合わせまして四十一年度末定員が五万五千七百九十九人です。四十二年度の定員としてお願いいたしておりますのは五万一千四百三十三人、したがって、四百六十四人の増員をお願いいたしております。その内訳は、本省におきまして三百九十四人、それから社会保険庁におきまして七十人の増員になっております。

それで御質問の凍結解除との関係でございますが、今回増員を認められました、仕事として増員を認められたのは八百四十九名でございます。そのうち本省が七百六十一名、社会保険庁が八十八名というふうになっております。その本省七百六十一名の増員につきまして、そのうち三百六十六名の欠員の解除を認められたわけでございます。したがって、純増として三百九十五人の純増になって定員法の改正をお願いいたしております。それから社会保険庁につきましては、八

十八人の増員でございます。そのうち凍結解除につきまして十八人の解除を認められまして、したがって、純増七十人の増員を定員法の改正をお願いいたしております。

それから先ほどの凍結解除の点でございますが、来年度の予算を決定されました時期におきまして、先ほど申し上げましたように、三百六十六人の凍結解除をお願いしたのでありますが、その当時におきましてなお十一人の凍結解除の残を残して予算を編成したわけでございます。その後、凍結解除の数も順次各部署において徐々にふえておると思いますが、現時点におきましてまだ正確な数字をつかんでおりませんが、この数倍の数に凍結欠員という形であらわれてきておるものというふうな考えております。

○稲葉誠一君 私の質問は、四十二年度の定員増のことではなくて、現在——四十一年度といいますが、そこでその欠員がどういふふうになっているかということなんです。そこはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(梅本純正君) 先ほど申し上げましたように、予算編成時点におきまして十一人の凍結欠員の残がございましたが、その後各支分部局なり、附属機関なりにおきましてこの数倍にわたる凍結欠員が生じておるものと思っております。本日現在につきまして正確な数字を持っておりません。

○稲葉誠一君 私は官庁の何といいますが、定員のことよくわからない。わからないと言っちゃ申しわけないのですが、わからないのですかね。私の聞きたいのは、四十二年度の予算の関係だけじゃなくて、四十一年度の段階において、もう一つ前の段階において、これはまだこの法案は通っていないわけでしょう。通っていない段階において欠員がどのくらいあるのか。これは十一名だけということなんですか。そうじゃないでしょう。どういふ比べ方をしたいのか。

○政府委員(梅本純正君) 一定の時点をとります場合に、予算編成で、予算を確定します時点

とつたわけでございます。その場合に、それまでの凍結欠員といいますが、先ほど申し上げましたことをもう少し話ししますと、三百六十六人と十一名を足しました三百七十七名が四十一年度末におきます凍結欠員でございます。そういうことになります。それで今回の設置法にお願いしております増員分が出てまいりましたので、凍結欠員を差し引いて厚生省の定員が四十一年末で五万五千七百九十九名と定められておりましたので、それにやはり四百六十四人の増員をお願いいたしておると、こういうことでございます。

なお、御承知のように、凍結欠員につきまして、原則として、離職によりまして発生した欠員は、原則として、行政職については五割、それから私のほうは特に病院、療養所を持っておりまして、研究職及び医療職につきましては九割を限度として埋めてもよろしいという原則になっておりますが、それでおおかつ埋められない欠員が、先ほど申しましたように、四十一年度末で三百六十六人とプラス十一名、四百七十七名でございます。その後のおこの欠員につきましては、残り十一名がなおもう予算編成の四十一年末から数カ月たっておりますので、この数倍にわたる欠員が各支分部局なり附属機関も合わせまして出ておると思っておりますが、ちょっと正確な数字を現在の時点ではつかんでおりません。

○稲葉誠一君 いまの三百七十七名ですか、その欠員というのは、具体的にどこにどういふふうな発生しているものなんですか。どういふ部門に欠員が多いかということですね。それが一つと、それからもう一つは、いまあなたの言われた最後のところですね、十一名が補充されないのであるけれども、それは現在ではそれに数倍するものが欠員になっているというふうな話を、いま最後にされましたね。それは四月一日からふえているという意味ですか。どうもよくわかりませんけれども、具体的にどういふことですか。

○政府委員(梅本純正君) 第一点の欠員の生じております部門でございますが、やはり一番大きい部門につきましては国立療養所関係でございます。これは二百数十名という一番大口になっておりました。その次が数字的には厚生省の内部部局の六十数名というのが大口でございます。

それから、その次の十一名の点でございますが、先ほど申しました制度によりまして、一般職については五割、研究職及び医療職につきましては九割埋めてもよろしいという形になっておりますが、それが埋められない状況のものが、先ほどのように四百七十七名残っております。そして大蔵省なり行政管理局と折衝の際に十一名だけを残しまして解除を認められました。そうしますと、その制度がずっと続いておりましたので、やはりぼつぼつと辞職しました場合に、埋められない欠員というものがやはり数カ月のうちにこの数倍ぐらいいふえらんじやなかろうかというふうな考えておる、いままでの進行状況から、経験から見まして、正確な数字が必要でございます。したがって、各支分部局、附属機関、調べましてまたこれらの時期に資料を提出したいと思っております。

○北村暢君 関連。いまの、定員の改正が出てるんだから、何月何日現在三月三十一日なら三十一日現在で定員というものが残らで、欠員が幾らで、そのうち凍結欠員がどうかと、この数字が大體わかってないやないか。大體三月三十一日というところで大體わかってるのが普通の官庁であつた話なんです。で、いまの答弁聞いていると、官房長の答弁聞いていると、どうもはつきりしないやうですね。そしてまた納得いくような答弁にどうしても聞けない。ですからね、これは表で、ひとつ資料として出してくださるのか、凍結欠員凍結欠員というふうになつてゐるのか、凍結欠員あるわけでしょう。凍結するものがあるけれども、欠員の補充のしかたについて、その補充されない欠員もおるわけだ。三月三十一日なら三十一日現在の定員の状況というものを、定員と実員の状況がわかるように資料でひとつ出してもらはないかと、どうも論を聞い

てはつきりしないですよ、これ。ひとつそういうふうにしてください。

○政府委員(梅本純正君) 先生のお話を承りましたはつきりわかりましたのは、われわれのほうで御審議願っております定員法の組み方が、増員と凍結解除というところで組みましたために、さういふふうに申し上げましたが、先生の御質問は、四十九年度末なら未の定員と、実際の欠員という資料を出せという事でございますので、早急に御提出したいと思ひます。

○稲葉誠一君 私に質問したのも、いま北村さんの言つたような趣旨で質問をしていたつもりなんですけれども、その点が十分、まあ私の率直にいつて質問のしかたもわかりにくかつたかと思うのですが、ぼくが疑問に思ひますのは、いま官房長が言われた、聞きたいのは、全体としての欠員は幾らあるかということよりも、むしろこの部分にどういう欠員があるかということ、これはぼくは一つのポイントだと思ひわけです。そこで、国立療養所が二百何名ということを書かれた。そこで、あなたの手元で定員の改正を出すときに、厚生省の内部でもどこ何人の欠員があり、どこの時点をとるかはいらうあると思ひますが、それがぼくしつと出てない、これはぼくはやっぱり何か発展しないんです、論議がね。その場合に、私が言うのは、多少無理があるかも知れぬと言ふのは、いつの時点をとるかということ、これはぼくはあなたのほうにまかしたほうがいいと思ひます。この時点をとつてやれと言つたつて、これはなかなかいへんな感じがするから、あなたのほうで言われた資料の中で、国立療養所が二百何十何人とか言われた、これびしつとした数字じゃなかつたように聞いたんです。だからちよつと変じやないかというふうに感じたのです。ちゃんとした数字がある時点をとつて出せるようにしていただかないと、質問が進まないわけです。それが出てこないから質問しはどうかね。そこそこ。

○政府委員(梅本純正君) 先生のおっしゃいますポイントからもう少し大ざつぱなものでございすが、一応四十二年三月三十一日現在における欠員状況でございますが、本省の定員が四万九千九百五十四人、現在員が四万九千九百一十一人、欠員九百四十三人、それから社会保険庁が定員六百二十五人、現員六百一人、欠員が二十四人、さういふふうになつております。あと特に本省につきまして、附属機関なりあるいは国立病院、療養所の内訳につきましては、あとで資料にいたしまして御提出したいと思ひます。

○稲葉誠一君 これは厚生省が出した資料なのか、調査室で独自に調べた資料なのか、それはぼくのほうちよつとわからないんだが、ぼくらのところに配つたものでは、増員の内容で、内部部局と附属機関、附属機関はいろいろありますね、国立病院、国立療養所、こう分けて増員関係が出ているわけなんです。出ていりますが、もう一つ前の段階のものが当然なければならぬ。それでお願いしているわけですよ。この資料がどこから出たのかこれは別に、それがわからないと……。いまの厚生行政の中で欠陥がどこにあるかということをはつきり見きわめる必要があると思ひます。どこへ重点を置くか、置かなければならぬか、さういふ理由、欠員がたぶんふえていゝる部門、それはどういふ理由かとか、いろいろあると思ひます。これを一つ一つ説明を聞いていかなければならぬのですが、そこら辺のところをはつきりしないんです、進行どうしますかね。

○理事(八田一朗君) 速記をとめてください。

○理事(八田一朗君) 速記を起してしてください。

○稲葉誠一君 その資料はあとでいただくとして、質問を進めますが、私はよくわからないんですが、定員法のこと。内閣委員会に来たのは初めてなんでもわからないんですが、初歩的なことをお聞きして、何だ、こんなことを聞いておるんかと思つて聞いておられる方もおられると思つてちよつと恥かしく思つていゝるんですけれども、あなたの言われるように、本省が九百四十

三、社会保険庁が二十四の欠員があるというわけでしょう、四十二年三月三十一日。前の凍結の關係の欠員ですか、よくわかりませんが、それを合算すると何名になるんですか。当然違つていゝわけですね。五割の場合と九割の場合とあるわけですから、それとの数字的關係はどうなつてくるのですか。

○政府委員(梅本純正君) 先ほど申しました四十九年度の凍結欠員の残といふのを十一名と申し上げましたが、それが相当数ふえておるといふふうに申しましたが、四十二年三月三十一日現在におきます合計が九百六十七名の中には先ほどの凍結欠員も含まれておる数字でございます。三月末でございまして、退職者も相当ふえるということ、九百六十七という数字が出ておるわけでございます。

○稲葉誠一君 本省の九百四十三名と社会保険庁で二十四名の欠員が四十二年の三月三十一日現在あるというわけですが、これは間違ひないわけですね。数字的な問題ですから、別に重要なことでもない、ぼくは別にそれをお話しているわけじゃないんです、それで前に言われた国立療養所が三百何名、内局が六十何名というが、それと数字が違ふのはあたりまえだと思ひます。その数字が違ふと、両者の数字の関連ですね、関連が一つと、それからこれはわかるので、五割凍結のもの、欠員と、それから九割のもの、医療職とか研究職ですか、一割は凍結になるのですか、それとの内訳は当然出てこなければならぬわけでしょう。いま言われた国立療養所が二百何名、それから内局が六十何名というのが出てくるので、出でなければおかしいのじやないかな。

○政府委員(梅本純正君) ただいま本省のほうから数字をとつておられますので、先ほどの数字とあわせて一緒にお答え申し上げます。

○稲葉誠一君 それが来てから質問するのがいいかと思ひますが、国立療養所のさうした欠員がある

るといふのは、具体的にはどういゝる人の欠員が多いわけですか。お医者さんとか看護婦とか、看護婦の中でもさういゝ看護婦があるとか、いろいろあるわけでしょう。それらの欠員はどういゝるふうになつていゝるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所の關係の欠員では、医療職(つまり医師の部分でございまして、これが五月一日現在で二百六十三名欠員、医療職(二)といひまして、これはレントゲン技師とか、薬剤師とか、衛生検査技師とかいゝる者、これが二百九十二名です。それから医療職(三)、看護婦あるいは助産婦でございまして、これが九百三十七名の欠員でございまして、その他行政職(一)、(二)については若干オーバードと思ひます。これはオーバードといひますのは、行政職(一)、つまり看護婦の欠員が多いために、看護助手といゝる者を若干埋めておりますので、その關係で行政職(一)のほうに若干振りかえて充足いたしております。

○稲葉誠一君 もうさつきの説明では、四十二年三月三十一日の現実の欠員が本省では九百四十三名といふことだつたでしょう。それがいまの説明では千五、六百になつてしまふのじやないですか。その違いはどこから出てくるのですか。どうなつていゝるのですか。日付は違ひわけですが、片方は五月一日だから。

○政府委員(若松栄一君) いま欠員のほうだけ申しまして、過員といひますが、余分に採つていゝるほうを申しませんが、たとえば看護婦の学校を卒業いたしました。そして看護婦の國家試験を受けます。その試験の合格発表までは、これはまだ看護婦の免状を持つておりませんので、たとえば医療職(二)に採用すべき者を暫定的に行政職(二)で採用いたしております。これが行政(二)で千七十名、さういゝる者を過員に入れておられます。したがつて、このやうなものを差し引きいたしました総トータルで四百七十四名が欠員になるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの行政(二)では千七十名といゝる人は、將來はどこへ行くのです

か、医療職の(一)、(二)のうちの。

○政府委員(若松栄一君) これはほとんど大部分が医療職(二)に転換すると思うのです。

○稲葉誠一君 そうすると、千七十七名が医療職(二)にほとんど行くと、いま九百三十七名の欠員があると言っていましたね。今度は過員になってしまふのじゃないですか、医療職(二)が。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦といふものは大体定員がございすけれども、看護婦の学校を卒業いたしますのが三月、そして国家試験が四月あるは五月ということ、その時期に一挙に採用いたします。後の時期にはほとんど採用は不可能になります。したがって、年間平均では定員が充足されるように年度の初めには多少余分に採りまして、それがほとんど結婚やその他でやめていって、年度のしまいには逆に欠員になるといふような状態が常例でございまして、そういう意味で年度の初めには幾らか余分に採っておるのが従来の常識でございす。

○稲葉誠一君 いまの看護婦の問題でお聞きしたいのは、看護婦さんは患者何名に対して何名という形の、いわば一つの基準みたいなものができてゐるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) これは医療法で大病院におきましては、一般のベッドにつきましては四ベッドに看護婦一人、精神とか結核とかというもののにつきましてはおおよそ六ベッドに一人という大体の基準がございす。

○稲葉誠一君 それは何かできまっていますのですか。

○政府委員(若松栄一君) 医療法の省令でおおむねの病院における職員の数と定めておられます。

○稲葉誠一君 それが出てきた根拠はどこにあるのですか。そういう具体的な、実証的な調査などをしたとか、いろいろな形によってそういうものが出来たかと思うのです。目分量で出てきたわけではないかと思うわけですか。そこから出てきたかということが一つ、それから、たとえばア

メリカとか、ヨーロッパとか、社会主義国でソ連とか、こういうようなところではそういう点はどうなっているのですか。それはわからないならわからないでいいのですから大丈夫でいい。というの、なぜこういふことを聞くかという、こういうものが出来た根拠というものはきわめて薄弱だということを病院関係の人、厚生省関係の人も言うのです。それで私お聞きするわけですがね。

○政府委員(若松栄一君) 医療法に定めております一般ベッドの場合、四ベッドに対して一人、精神、結核は六ベッドに一人というものは医療法制定の当時直ちに省令できまして、いまからすでに十数年前にきまつたのでございまして、それがどういふ科学的根拠で定められたかという点については、いま御指摘のように疑義がございす。私も、十数年前のこととてございす、大体そのころのやはおよその実情に合

わして大体きめたということが現実のようであつた、これを諸外国と比較いたしますと、お

よる諸外国、文明国の中で、日本くらいのところ、あるいは日本より若干低いところもある

ります、かなり高いところもあります。しかも各国によりまして違ふのみならず、各国の中でも施設ごと非常に違つておられます。かなりいい施設とか、あるいは高度の医療を行なう施設はほとんど二対一というふうなことにしておられます。また、逆に欧米でもたとえば精神、結核という

ようなものは日本よりもはるかにまた低いところもございす。そうしてしかも、看護婦といふものが一定の資格を持つておるわけとてございす、日本では看護婦、准看護といふ二種類になつておられます。さらにこれに看護助手といふものを現実に使つておられますが、各国の看護婦の制度がそれぞれ違つておられますので、アメリカのようにレジスタード・ナースという者は非常に高く、その一人が十数名の看護助手的な者を使うといふようなところもあり、日本のようにほとんど大部分を少なくとも看護婦、准看護といふような有

資格の者で埋めておるところもあり、看護の事情といふものは各国によつて相当違つておられます。そういう意味で、数だけの上で一律に比較することでもまた事実上困難かと思ひます。

○稲葉誠一君 医療制度が国によつてみんな違つたわけですから、だから、沿革もあるし、そういうようなことで、ただ外国がこうだからというふうなことは問題の資料にはよくならないと思ひます。厳格に言つて、だからその点はあまりや

ましく言わないのですけれども、いま言つた、何人に対して一人というふうなことは法律できまつてゐるのですか、省令ですか、告示ですか。ほくも勉強してないので申しわけないのだけれども。

○政府委員(若松栄一君) 医療法の省令でございす。

○稲葉誠一君 それがかいふ前のようなことを言われておりましたが、その当時の実情といふことからいふけれども、そうすると、厚生省としては、相当十数年たつたのですか、それで現在はどういふふうにしていふに考えてい

るわけですか。現状のままでいいという考え方もあるでしょうし、それからそれをもつと、三対一にするとか、二対一にするかは別として、しなればならぬ、これは理想かもしれせんけれども、理想としてはどういふふうに考えているのかというところで、それと、しかしいま現実に財政の問題とか人の確保とか、こういったようなものからいってその理想どおりにはいかぬ、まあこの程度ならやむを得ないだろう、こういう線もあると思ふのです。あるいは逆に、医学が進歩してゐるし、いろいろな技術も進歩してくればまた適当な考え方もあるかもしれせんが、そこ

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の基準といひます、通常基準と称しておりますが、医療法の省令におきましては、標準とするといふことばを使つておられます。標準でありますので、その上下に相当の幅があるという解釈でございす。当然

それは上下に幅がなければならぬのでございまして、たとえばがんセンターみたいな非常に手のかかる病気の患者をたくさん収容しておりますところでは、四対一ではとうてい間に合いません。したがつて、二対一程度にする。また、小児病院みたいな小さな赤ん坊だけを扱つておられます、これも非常に手がかかりますので、事実上三対一に、子供三人に一人といふふうにしていただ

きまして、同じような一般病院でも、軽症だけを扱つておるところでは四対一までいかにい

まします。そういう意味で、病院の性格によりまして本来相当幅のあるべき性質のものでございす。これを一律に押えていくといふことはむしろ現実に沿わない規定でございす。しかし、ただ私どもこれを標準といひしてございすのは、実は医療機関によりましていろいろの差がありま

すけれども、一面、健康保険法の入院料等を点数単位で定めます場合に、がんセンターの入院料は二千円です、この病院は千五百円です、

いといふような格差を設けておられます。したがつて、大ざつぱにやはり比較的看護力の薄いと

ころも厚いところも一応に入院料が定まつておるわけ、そういう現実から見れば不合理でございす、そういう不合理をそのまま容認して、そういう手のかかるものはなるべく公的医療機関でやるというふうな態度をとつておられますために、一応医療機関の水準を確保するといふ意味から、標準を定めましてそれに合わせていくという方針をとつておるわけとてございす。

○稲葉誠一君 予算の概算要求するなり予算要求するときに、どういふ基準で四十一年度、四十二年度を大蔵省に要求してゐるのですか、具体的な数字はどういふふうになっておられますか。

○政府委員(若松栄一君) 現在国立病院が二万ベッド、国立療養所が六万ベッドでございすので、がんセンターとか小児病院とか特殊なものもございすけれども、それは置くわけとてございすけれども、したがつて、現実には医療法の標準

せんよ、悪いから。

○政府委員(若松栄一君) 定員が認められなかったというの中には、たとえば私どものほうとしては、現在の病院自体の入れものから考えてまだ二千床程度はふやせるといふものについてはフルにそれを要求する。あるいは現在医療法の規定にはないけれども、これは非常に産科方面の看護婦も非常に不足する、そういう面もたとえ医療法の規定にはないけれどもそういう方面を充実強化したい。また、外来患者の分等につきましても、実はこれは実績どおりに看護婦が充足されていない面がございます。それらも何とかわれわれの最も現実の要望に近い線まで要求するといふような、いろいろな要因はきわめて多彩でございます。そういういろいろな多彩な要求をしているわけでございますが、現実にはやっぱり病院経営全体の問題もあって、あるいは現実には看護婦が著しく不足しておりますので、あまりに一方所に集中するといましても全体の需給問題もございまして、まあほどほどのところで妥結したということであらうと思ひます。

○稲葉誠一君 私に聞いているのは何名という根拠で要求したのか。——それじゃ何名認められたのかということに端的にしほりますわ。

○政府委員(若松栄一君) 昨年の千数百名の要求の中の内訳を現在私ども手にしておりませんので……。

○稲葉誠一君 いや認められたのは何名……。

○政府委員(若松栄一君) お手元にございまして、うに、病院関係の定員は二百九十九名であり、療養所関係は二百八十八名でございます。

○稲葉誠一君 この二百八十八名というのは重症心身障害者対策としての二百五十二名と進行性筋萎縮対策としての三十六名、この合計が二百八十八名ですね。これが全部看護婦さんということになるわけですか、これは児童家庭局長はきょうは高知へ行っていますから、そっちの管轄になつてわからぬなら聞きませんけれども、そっちのほう

で、病院のほうでは看護婦さんをふやすというあれはなかったわけですか。

○政府委員(若松栄一君) ただいまの最初の重症心身障害者対策並びに進行性筋萎縮対策というのは各種の職種が、医師、看護婦、理療師、いろいろ入っております。それから国立病院の関係では、そこにごさいますようにいろいろの職種がありまして、たとえば一番大きい「病床切替に伴う増」という、資料にございまして、これはほとんど看護婦であります。その他定床増に伴う増、これもほとんど看護婦、最初の三項目はほとんどが看護婦でございます。医師が若干入っております。

○稲葉誠一君 二百八十八名というのが言つた国立療養所関係の二つの数字に合うものですか。——偶然で合っているのかもしれないけれども、そういう感じ持ったのですが、いまあなたの言われたところで言うと、どこどこに看護婦さんがどのくらいふえることになるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 重症心身障害者対策二百五十二人となつておりますが、これは十四カ所に分散されております。その他国立病院関係のもの、これは相当各施設に分散されますので、現在何カ所になりますからちょっと私覚えておられます。

○稲葉誠一君 いや国立病院のどこに何名ふやうかというところは、そういうことは聞いてない。あなたの内部の問題であつて、そこまで聞くわけじゃありません。私の聞いているのは、看護婦さん何名要求して何名ふえることになつたのか。その何名は大ワクでたとえば国立病院、国立療養所という分け方があつた、それはどこにどういふふうにくのかという大ワクだけでも当然いまの段階では厚生省としては考えておるわけじゃないかと思つて聞いています。

○政府委員(若松栄一君) 明年度増員の中で、看護婦について見ますと国立病院が百四十七名増でございます。その内訳は現実に療養所のベッドの増加に伴うものが五十三名、それから結核ベッドの一般ベッドに切りかえるというために、たと

えば六対一を四対一に切りかえるための差額が八十三名、それから国立療養所が一部転換してまいりますので、そういう施設の転換に伴う増が八名、それから国立病院に併設しております看護婦養成所の指導者としての看護婦が三人というふうなことでも百四十七名になります。

それから国立療養所関係の看護婦の増は百六十名でございます。重症心身障害児施設に百四十名、筋ジストロフィー施設に二十名というの内訳でございます。

○稲葉誠一君 そこで看護婦さんの夜勤制限ということに關連する人事院の判定が四十年の八月に出しておりますが、これはどういふ判定ですか、どういふ経過からその判定が出るようになったのですか。

○政府委員(若松栄一君) それは国立病院、療養所における看護婦の勤務態勢が過酷であるということから、国立病院、療養所の職員の団体である全医労が人事院に行政措置要求をいたしたわけでございます。そのおもな内容は、夜勤の看護婦の夜勤の回数を減らしてほしい、それから看護婦の勤務する看護単位と申しますか、これは一病棟に婦長一人、看護婦十名というふうな場合に、その看護単位と申しますか、その看護単位の人数を患者四十名程度に減らしてくれ、現実には五十何名になつておりますが、それを四十名程度に減らしてくれ、それから一人夜勤を解消してほしい。また、産前産後の夜勤を一年間免除してほしい。また、休憩、休息の時間を明示してほしいというううなことがおもな内容でございます。それに対して、人事院の判定が出たわけでございます。

○稲葉誠一君 その人員、判定というのは、それに対してどういふような判定があつたわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 第一の夜勤の問題につきましては、人事院への全医労の要求が、夜勤回数は月六日以内にしたいといふ要求に対して、人事院判定の要旨は、約八日を一応の目標として、計画的にその実現をはかるようにという判定でございます。

定でございます。

次に、看護単位の問題につきましては、一看護単位の病床数を四十床以下にし、二名以上の夜勤勤務を配置することという要求でございますが、これに対して人事院の判定は、すべての看護単位における患者数を一律に規制するということは適当でない、一人夜勤を実施している看護単位であっても必ずしも二人以上の夜勤者を配置しなければならぬといふものとは認められない。ただし、一人で一人夜勤をするような場合には、患者の容態の急変等の事態に即応するような措置もとれるようにしておく。また、二人夜勤を必要とするような看護単位で、現在二人になつていないようなものについては、計画的にこれを改善していくといふような判定が出ています。

また、産後の夜勤につきましては全医労の要求は、産後一年間は夜勤を禁止してほしいといふものに対して、人事院の判定は、おおむね六カ月程度を標準にして、実情に応じた夜勤免除をやるようにという規定が出ております。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

また、休憩、休息については、全医労の要求が、休憩、休息時間を職員ごとに明示しろということでございますが、人事院の判定は、昼間の勤務の場合には明示すべきである。しかし、夜勤についてはこれを明示してみたいところで、必ずしも実効がない。したがって、計画的に勤務態勢を整備して、休憩時間を明示するようにし、また、休息時間については実情に応じて実際に休憩がとれるような配慮をするようにというううな判定が出ております。

以上が、非常に長文の判定でございますが、要約するとそのようなことでございます。

○稲葉誠一君 これは申し立てと判定をあとで資料としていただきたいと思つたのですが。

そこで、これは大臣、いま言った人事院の判定が出て、そして、これに対して厚生省として、それを受けてどういふふうにしたのか、どう

いうふうにして、現在どうなっているかというところで、これは大ざっぱな点を伺って、具体的にはあとで政府委員でいいですが、

○国務大臣(坊秀男) 人事院の判定は、厚生省といたしまして、これは十分尊重すべきものだと、こういうふうな解釈をいたしまして、順次その判定の線に沿って諸般の改善を行なうて、予算上におきましても、いろいろの措置をとってまいっておる次第でございますが、いろんな関係もありまして、十分これを充足するということまでいっておりません。詳細なところは事務官からお話し申し上げます。

○稲葉誠一君 いまの点は、一般的には大臣の言われたとおりですが、具体的にそれを受けてどういうふうに行政上の指導をしたとかいろいろありますね、そうして、結果としてどうなっているかという点ですね。これはどうなんですか。

○政府委員(若松栄一君) これは全般的に非常に望ましいことでありますけれども、非常に困難の多く伴う仕事でございますので、できるだけ努力をしております。

第一の夜勤日数につきましては、一看護単位で見ますと、婦長一人に大体看護婦十人というのが標準でございます。これでもって毎日毎日夜勤を交代で組んでおるわけでございます。したがって、同じ十人の中で夜勤の回数を減らすということになりますと、どうしても看護婦の絶対数を増加しなければなりません。また、一人夜勤でやっているところを二人夜勤にするということもまたこれも絶対数を増さないとなかなか困難であります。そういう意味でこの要求を完全に実施してまいりますためには、相当数の看護婦の増員が必要でございます。これがこの当時、三十八年の要求でございますが、当時から、三十八年、三十九年という時代は、実は歴史的に見まして看護婦の数が一番足りなくなった時代でございます。といいますのは、御承知のように、昭和三十五、六年ころに、いわゆる病院ストライキという事態がございます、それにその他各方面にストライキが起

こりまして、看護婦が白衣の天使とかナイチンゲールとか言われた時代から、看護婦は低廉酷使労働であるというふうなことが一般的に広がりまして、その影響が看護婦の志望者が非常に少なくなりました。そういう意味で一番看護婦が不足しております。それが逐次改善に向かいつつあります。そういう時代でありましたので、確かに夜勤も回数が多かったわけでございます。それを逐次改善する努力をいたしておりますが、国立病院については三十八年当時九・一日であったものが四

十一年によりやく八・八日、〇・五割減ったというふうな状況でございます。少しずつ改善に努力をしております。また、看護単位の縮小につきましては、これは看護単位をできるだけ小さくするということは、それは看護の充実にはなりませんけれども、逆に看護単位を小さくいたしますと、看護婦が非常にたくさん要るわけです。たとえば四百人を十単位にしておけば夜勤は十組でよろしゅうございまして、十五単位にすれば十五組の夜勤が要るということでございます。夜勤の回数を減らすということと看護単位を小さくするということは相反する結果になります。そういう意味で、私どもとしては、いたずらに看護単位の数を小さくすることより、むしろ看護単位を整理していく。たとえば二十五床の単位と六十床の単位とあった場合に、できるだけ平均的なものにするというふうな努力をいたして、看護単位の調整をいたしております。

また、産後の夜勤免除につきましては、これは実情に即しまして、できるだけ夜勤を減らしていくというのをやまして、たとえば病棟勤務であります、どうしても夜勤をせざるを得ない。これを外来勤務にするとか、あるいは手術室勤務にする、あるいは中央材料室勤務にするというふうな、夜勤の当たらない勤務に回しておくと、よりな方法で、産後の夜勤の減少をはかっております。

また、休憩、休憩時間の明示等につきましては、これも人事院判定にもありますように、夜勤をしておりまして、休憩時間を明示しておきまして、職場を離れるわけにもいきません。したがつて、その実効をあげるためには夜勤勤務者の勤務環境を整備して、実際に休養のとれるような方法をやってやりたいということから、夜勤室に夜勤の場合の休息室、仮眠室というふうなものを全般的に整備いたしました。また、夜勤の場合の暖房設備であるとか、あるいは給湯、給水設備であるとか、あるいは保安設備あるいは電話その他の通信設備等の勤務環境の改善をはかることによつて、実態的に休憩、休息の効果がとれるようにというふうな配慮をいたしてまいりました。

また、休憩、休憩時間の明示等につきましては、これも人事院判定にもありますように、夜勤をしておりまして、休憩時間を明示しておきまして、職場を離れるわけにもいきません。したがつて、その実効をあげるためには夜勤勤務者の勤務環境を整備して、実際に休養のとれるような方法をやってやりたいということから、夜勤室に夜勤の場合の休息室、仮眠室というふうなものを全般的に整備いたしました。また、夜勤の場合の暖房設備であるとか、あるいは給湯、給水設備であるとか、あるいは保安設備あるいは電話その他の通信設備等の勤務環境の改善をはかることによつて、実態的に休憩、休息の効果がとれるようにというふうな配慮をいたしてまいりました。

○稲葉誠一君 大臣ね、看護婦さんがいま三交代で、月に何日くらい夜勤しているというふうな大臣は聞いておられるのですか。あなたは聞いておられるかというのです。聞いてないなら聞いてないで、しょうがないけれども。

○国務大臣(坊秀男) 月に九回程度と聞いております。

○稲葉誠一君 これはどっからそういう数字が出てきたんですか。

○国務大臣(坊秀男) 直接私が病院へ行つたわけではございません。事務当局からの報告でございます。

○稲葉誠一君 月に九日というのは、どうも違うようなんですね。多少これは自分の調べはオーパーかもしれないが、場所によつて非常に違うところもあるかもしれないから、平均して九日というふうな言うのは正しいかどうか、私はちよつと議論があると思ひますけれども、大体やはり十日から十五日、ひどいところは、十五日くらいやっているというのです。少ないところで十日くらい夜勤をしているというのを聞いています。ですから、いま大臣が答えた平均九日というのはあれですか、どういう調査をやつて、いつごろどうい

調査をやつて、どういふ結論が出て、集計してそういうことになつてきたんですか、そこらを資料として詳しく説明してくださいませんか。

○政府委員(若松栄一君) 三十八年に九・一日が四十一一年七月に八・八日といふのは、実は約九日程度といふのは、これは関東地方医務局と称しまして、関東地方並びに甲信越を含んだ地域における病院、療養所の調査でございます。

○稲葉誠一君 だかいつどういふふうな方法で調査をしたんですか、調査の方法もいろいろあると思う。抽出して、ある特定のところだけ抽出してやつたものもある、いまあなたの方からどういふ指示をしてどういふふうな数字が集まつてきた結果、こういふものが出てきたのかということですが、ばく然としたものではなくて。

○政府委員(若松栄一君) 昨年の七月に関東、信越地方のただいま申し上げました全施設について地方医務局が調査いたしました結果でございます。

○稲葉誠一君 地方医務局というのですか、これはどこにあるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院、療養所は、国立病院が約九十、療養所が百六十方所ございます。これを本省で一括指導するということとはきわめて困難でございますが、人事面も経理面もすべてかなりこまかな指導をいたしておりますので、日本全国を八つのブロックに分けてまして、ブロックごとに地方医務局というものを設けております。たとえば北海道地方医務局、東北地方医務局、関東信越地方医務局というふうな、地域別に医務局——地方医務局を設けております。

○稲葉誠一君 そこでやつた資料というのはあれです、四十一一年七月だから少し前です、調査が。そこで各病院なり療養所なりへ指示してあつて、そうして、そこで各病院、療養所で集計したものを上げてきたわけですか、そういうわけですね、それは。

それではその各病院なり療養所ごとにどういふ数字が出てきたんですか、どうやって調査したの

ですか、これはこまかい表はあとから資料として
もらいますけれども、調査のしかたなど相当これ
はラフなんじゃないですか。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の勤務につきま
しては、病棟ごとに婦長が一週間あるいは一月
ごとに全部勤務割りをくりまして、何月の何日
の何時から何時までだれだれ、何時から何時まで
だれだれという勤務割りを全部個人の名前を入れて
勤務割りをつくるわけです。したがって、その
勤務割り表を一月分まとめれば、だれが何月何
日、何時から何時まで夜勤をしたかということは
一目瞭然になります。

○稲葉誠一君 私に聞いているのは、夜勤がいま
でも、十日から十五日間くらいやっているという
ことを聞くわけですが、そういうところもあるか
もわからないし、いま厚生省の調査のようなところ
もあるかもしれないが、これは各対象によって
違うかも知れませんが、そうすると、それを八
日以内にすると人事院の判定に従うと、これは
概算ですが、あとどのくらいの看護婦さんをふ
やさなければならぬということになるのですか。
概算でいいです、こまかいことはなかなかわ
かりませんが概算でいいです、目見当でもいい
です。

○政府委員(若松栄一君) これは勤務割りの組み
方によって非常に変わってまいります。たとえば
同じ人数を増加しても、昼間の勤務をずつと減
らして、そうして夜間に回すというようにことを
いたしますと、同じ人数の中でも夜間の勤務時間
はふえるわけでございます。しかし、看護婦の勤
務は原則的に三交代制で、八時間勤務でござい
ますので、夜間の人間の勤務をふやすと、それだけ
絶対数が必要なのでございまして、それ以外は
超過勤務にならざるを得ない。現実には看護婦
については、超過勤務をほとんどいたさせており
ません。そういう意味で、完全に二人制にするこ
ういうようなことにはいたしません、おそらく千名以
上の者が必要になるかと思ひます。昨年度実は四
百名程度を要求いたしましたが、これは全部完全

に二人制にする案ではなくて、一部は、たとえ
一人夜勤の病棟が二病棟ありますと、一人をパト
ロールをさせて、両方を応援させるというよう
な形で補って、完全でないにしても、ある程度
の成果をあげようというようにことで試算いたし
た場合に、約四百名という数字が出たわけござ
います。

○稲葉誠一君 人事院がどういう根拠で、どうい
う調査の上に、その看護婦の夜勤制限ということ
については、八日以内にしないでいかぬとい
う意味のことを出したのか。これは私もその点
十分調べてあるわけじゃありませんけれども、少
くとも婦人労働者を保護しなければならぬとい
う、これはきりぎりの限界だという形で出した
じゃないかと思うのですが、そのほかいろいろ
理由があるかも知れませんが、あると思ひます
けれども、なぜ厚生省としては、その人事院の判
定を最小限度守ろうという形で努力をしないの
ですか。努力はしているけれども、大蔵省が聞か
ないというのか。そこら辺はよくわからぬけれ
ども、人事院判定は適当なことを言っているのだ
高ねの花のことを言っているの、それは一つの
マニフェストなんだ、宣言だ、別にそれに拘束さ
れることはないのだというふうな考え方なんです
か。ぼくは概算聞いていたわけですが、目見当で
人事院判定どおり従ったら、どのくらいふやさ
なければならぬのかということ。こまかい数字
はわからないが、その間の内部の調整なんかもあ
れば、もつと減るかも知れませんが、人事院判
事院判定を守ろう、しっかりと守っていきなとい
うつもりなんですか。それは大臣どうなんです
か。

○国務大臣(坊秀男君) 人事院の判定をおろそ
かに考えておるといふようなことでは絶対にござ
いません。できるだけ人事院の判定を尊重してま
いりたい、かように考えておりますが、先ほど来担当
局長が申し上げましたとおり、いろいろ困難な点
もございまして、今日十分に充足されていない
いうことございまして、鋭意その線に沿って努

力してまいりたい、かように考えております。

○稲葉誠一君 大臣答弁というものは、いつもそ
ういふものですね。ぼくはそう思うのだ。いつでも
そうなんだ。私は厚生省だけ責めるわけじゃない
のですよ。厚生省の立場というものはよくわかっ
ていますからね。それはあなた、日本は資本主義
社会なんですからね、その中で厚生省というもの
は大きなウェイトを占めるわけはないのです、日
本の現在の政治の体制の中で。これはこんなこと
を言っちゃ悪いかも知れぬけれども、それはそう
いうものです。社会主義国の厚生省と全く違
いますからね。これはここでどういふことを言っ
ても、話は別ですが、いろいろ困難があるというこ
とは、いろいろあるでしょうが、どういふこと
ですか。一つ一つあげて説明してくれませんか。ど
ういう困難があつて、それがどういふ理由で除去
できないのか、これは大臣でなくてもいいですけ
れどもね。

○政府委員(若松栄一君) 二人夜勤にするとい
うことのために、看護婦の絶対数を相当ふやさ
なければならぬということでございますが、先ほど
申しましたように、現在看護婦の数というものは
きわめて不足しております。大ざっぱに計算しま
しても、約三万名ぐらゐ看護婦が不足しておる
という実情でございまして、看護婦を求めるとそれ
自体も非常に困難でございます。またもしも――
これはまあ現実的ではない考え方はございませ
けれども、国立に看護婦をあまり集め過ぎるとい
うようなことになりましたと、ほかの方面に非常
にそのしわ寄せがいくという実態もあります。ま
た、国立で完全にこれを実施するために看護婦の
数を相当大幅に増加するということは、少なくと
も国立医療機関では先ほど来の医療法の基準を
かなり上回る結果になります。それが引き続いて
その他の公的な医療機関云々に波及してまいり
ますと、そのしわ寄せがきわめて大きくなる可
能性もあるわけでございます。そういう意味で、当時
の事情からいたしまして、あまりに大幅な看護
婦の増員ということは国全体の医療体制の上から

もやはり困難があるという点が一つでございま
すが、まあそれはむしろどつちかというところ、杞憂に
すぎないことではございまして、現実には大蔵省等
の見解も、やはり国の医療機関も医療法の基準に
従つてやるのが当然であつて、もしも医療法の基
準で二人夜勤がどうしてもできない、しかも、二
人夜勤をどうしてもしなければならぬという場
合には医療法の基準をまず改正すべきであるとい
うような意見も出ました。ここで医療法の基準を
いま改正いたすといひますと、三万人不足の看護
婦がおそらく五万人、七万人不足という事態も
起こつてまいります。そういうことから日本の医
療全体の混乱も予想されますので、そこら辺の配
慮も若干あつて、必ずしも定員増を強行しなかつ
たという実態もございまして。

○稲葉誠一君 人事院判定として、いまの三交代
制の夜勤の日数が八日以内という判定が出ました
ね。そうなつてくると、当然前の省令による基準
というものはそれに伴つて再検討されて、場合
によっては改定されなければならぬ筋合いのもの
じゃないですか。そこら辺のところを厚生省は
ほつたらかしてあるのじゃないですか。そこはど
うなんですか。

○政府委員(若松栄一君) これはいろいろ検討
いたしました。これは看護婦の組み方によりまし
て、一単位十名でございまして、全部必ず夜勤
を二人にするということにいたしました。当然で
きないことはございせん。できないことはござ
いせんが、そのかわり昼間の勤務者がかなり
減つてまいります。ところが、病院の勤務とい
うものは朝の勤務が非常に忙しく、また深夜とい
うような勤務が非常に忙しいわけございまして、
逆に言いますと、深夜というものは仕事の量は比
較的少ないのでございまして、現実の仕事の量は
そういう意味で、深夜に無理に二名を配属いたし
ますと、なるほど夜勤は二人になるかもしれま
せんけれども、昼間勤務が非常に繁忙になる。そ
ういう意味で、かえつて勤務時間の労働の配分が不適
正になるという点もございまして、そういう意味

で、同じ定員内でやりくりをするということは非常に困難でございます。そういう意味では、まあどうしてもある程度の定員増ということが必要になつてくるわけでございますが、定員増それ自体につきましては、先ほど申しましたようないろいろな困難もございまして、そのころの時点でこれを強行することがなかなか差し控えられたいというところでございます。

○稲葉誠一君 いまあなたは、看護婦さんの絶対数が三万名不足しているというのを言われましたね。それはどこからそういう数字が出てくるのですか。こういうふうな計算をするには前提がありますね。こういう前提、こういう前提だから三万名不足なんだという、そういう前提から結論が出てくるわけですからね。それはどこにあるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 先ほど申し上げました医療法の基準によりまして、一般病床、結核病床、精神病床、それぞれ病床が確定いたしておりますので、それごとに入院患者に必要な看護婦を計算し、外来患者がまた統計上出てまいります。その計算をし、また診療所につきましても、それは大体従来の実績をもとにいたしまして計算をいたしますと、大体三万名程度不足になるという計算が出てまいります。

○稲葉誠一君 そうすると、基準に従つてやれといつても、その医療基準というものが、それに従つて現実にはやらないということなんでしょう。やらないけれども、それはこういう理由があつてやむを得ないのだ、こういうことなら、これは一つの理由であつて、それはわかりません。だけれど、いま言った三万名の不足というものは、基準といふものをそのままだではめてみて計算したということになれば、計算どおりやらないということになりませんか、そういうことなんでしょう。これはどういうわけなんですか、結局基準どおりやらないことは認められるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 三万名不足ということでは、医療法の基準によつて計算したもののより不足というところでございまして、こういうものが、もちろん病院自体に基準どおりの定数がないというところ、それから診療所には基準がございせん。したがつて、診療所が、六万数千の診療所がございまして、これが本来一人あるいは一人半ほしといふものが、実際は〇・八人しかいないといふことになりまして、それで三万人だけ数が増えているわけでありまして、そんなことで、病院自体もある程度足りませんが、このしわ寄せが、診療所の実績の職員に要求に對してかなりしわ寄せされてきているという事実がございまして。

○稲葉誠一君 三万名看護婦さんが不足だといふことの内容として、厚生省は直接管轄しているのか、やつていて国立病院だとか、療養所だとかありますね、こういうところの不足といふのは、この三万名のうち、大ざっぱの計算になると思いますが、どのくらいなんですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院についてはほとんど規定どおりの定員を持っています、あるいは規定以上の定員を持っております。それがほとんど九八〇程度充足しておりますので、国立病院に關しては規定どおりになっているといつていいと思います。

○稲葉誠一君 療養所は。

○政府委員(若松栄一君) 療養所につきましても、どつちかといつて、余裕のあるところが多いです。年々約四千名ずつ結核患者が減少しておりますが、国立療養所における入院患者で、したがつて、四千名に相当する分だけ職員の減をしなければならぬわけでございますが、現実にはそれに見合ひ職員の減が行なわれておりませんために、療養所においてはむしろ過剰定員を持っています。ところがかなりあるという実情でございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、この三万名以上は医療基準に従つて計算すると不足になるということでは、民間の病院、開業医やなんかのところは、看護婦さんがそんなに不足しているということになるのですか、それだけ設備が悪いということになるのか。

○政府委員(若松栄一君) 一般の病院の中にも相当不足しているところもございまして。ことに年々約四万床ぐらいの病院が増加しておりますが、新設の病院はなかなか看護婦が得られない、したがつて、規定どおりの看護婦が得られない、したがつてまた、ベッドを回転させることもできないといふものもございまして、新しい病院あるいは精神病院といふようなところにはかなり欠員があつて、規定に満たないといふものがあるわけでございます。

○稲葉誠一君 この今度の国立病院なり、国立療養所の人員の増が、定員の改正に大きく出ているわけですね、そこで、あれですか、病院関係は特別会計になつてゐるのですが、これはどういふわけですか、いつごろから、どういふ理由でなつたんですか。

○政府委員(若松栄一君) 正確ではございませんが、昭和二十八年だつたと思ひます。国立病院を特別会計に移管したわけでありまして、これは国立病院が一般の病院と同じような、同じとはいひませんが、似た形態、経営をしてゐるものに対して、その経理の実態を明らかにする必要があるといふこと、それから、病院といふものは、非常に事業の内容に変動がございまして。たとえば冬にインフルエンザが三カ月はやつたといふような場合に、患者が著しい激増をいたします。そういう場合、一般会計であります、予算がきまつておりまして、薬がなくなつても買ふことができない、また人を雇ひ入れようとしても臨時の支出もできないといふような非常に窮乏な状態にございまして、特別会計でございまして、その収入でもつてまかなう關係上、著しい予測しなかつた事態が起きましても、その収入でもつて支出をカバーしてまいりますために、非常に弾力的な面がございまして、そういうような便利もございまして、昭和二十八年から特別会計制度にいたしておるのでござい

○稲葉誠一君 そうすると、各国立病院は年間の収入目標とかそういうものをいろいろ定めるわけですか、どこの病院が幾らかつたか、そこまで聞かれません、きめるのですか、どうやってきめるのですか。

○政府委員(若松栄一君) これは大体各病院ごとに、地方医務局が個々の病院を指導しておりますので、前年度の入院患者の実績、外来患者の実績、検査件数の実績、レントゲンの実績を詳細に検討いたしましたして、その傾向がどの程度になっているかを予測をいれまして、大体年度の一つの目標といふものを定めて、地方医務局と施設の協議のもとにそういう目標を設定しております。

○稲葉誠一君 そうすると、収入の目標をきめて、その収入をあげないと成績が悪かつたといふことはないでしょうか、その目標を一生懸命到達するため骨折るのですか。国立病院のほうはそのままで収入目標を掲げなくても、そこまであがらなくても、地方医務局としては別にやましく言わぬといふことですか、どうなんですか、督促するのですか、一生懸命。

○政府委員(若松栄一君) この収入目標といひましても、大体患者数が去年これだけだ、ことはこれだけであらうと思へば、それを目標にいたします。ところが、去年が大体五〇、おとしも五〇伸びているといふことであれば、来年もあるいは三〇くらいは伸びるかもしれないといふような予想を立てて収入目標をきめます。一方支出につきましては、収入とはまた別に、その病院の実情に應じて職員をふやす場合、あるいは施設の整備をやるとか、あるいは特殊な機器を購入する場合も含めまして、支出は支出で計算をいたします。決して収入の範囲内で支出を組むとか、あるいは支出に応じて歳出を許可するといふようなことではございません。それぞれ歳入は歳入として目標をやる、支出は一応事業計画に従つてきめ、したがつて、初めから収入が支出にとりてい及ばないところもございまして、ある施設は初めから収入のほうで予定される支出よりかなり多いといふものもございまして。これが特別会計全般

でプールされて運営されているわけでございます。

○稲葉誠一君 職員の出退勤手当などはあれですか、収入の目標をきめて、それに見合った形で超勤を配分するのですか、これは超勤と全然関係ないの、そういうこととは。

○政府委員(若松栄一君) もちろん年度当初にある程度の支出経費の内示をいたしますけれども、先ほどのように、非常にインフルエンスがはやった、あるいは夏休みで子供の患者が非常にふえたというような場合に、超過勤務あるいは臨時の雇い上げというようなものが必要であれば、必要に応じて、それそれまた施設に追加配賦するというようなことで、弾力的に運営してまいります。

○稲葉誠一君 収入目標をきめるわけでしょう。収入目標をきめることと超勤の額とは関係があるのかないのかということなんですが、これは全然関係がないわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 直接関係はございません。

○稲葉誠一君 そこで、病院が特別会計になって収入目標をきめる。だからどうしても収入目標をあげなければならぬということ、結局、いろいろ理由はあるのかもわかりませんが、いづれゆる差額徴収といいますが、そういうふうなものが非常にふえてきているのではないですか。これは差額徴収の実態というものは、どういふふうになっているのですか。

○政府委員(若松栄一君) 差額徴収という問題は、そういう病院のいわゆる収入増のための努力とは私どもは全く関連させて考えておりません。といひますのは、昔、国立病院が陸軍病院あるいは海軍病院等から移管されて、あるいは衛戍病院等から移管されて、きわめてお粗末な事態に、たとえば一例を申しますと、外来患者が来ている、ぜひこの病院で、この先生に見てもらいたいけれども、入院する場合に病室を見せたらつたら、とてもここへは入れないというふうなことで、その病院の先生に見てもらいたいけれども、この病室ではとても治療がやりたくないというふうな例が多々ございました。それをだんだん近年、各施設を近代化しまして、かなりりっぱな施設にいたしました。そういたしますと、相当その地方におけるいろいろな社会的な地位にある人も十分に利用することができるようになります。そういういたしますと、これも御承知のように、最近はある程度の病気で、相当の地位を持っている人は、社会生活を病院の中に持ち込むというふうなことも必然的に起こってまいります。そういうふうな場合には、これはどうしても個室で電話がほしいというふうな要求にこたえるために、ごく少数はそういうふうな施設をしておくほうがよろしい。これはできるだけ広い、あらゆる国民の階層に国立の医療を提供するという意味からも適当であらうというわけで、最小限度そのような施設をする。したがって、これは敷金において最小限度であると同時に、料金というふうなものも一般の国立以外の医療機関に比べて、きわめて低廉に抑えております。したがって、これをもって病院の収支改善の具にしようというつもりは毛頭ないのでございませう。

○稲葉誠一君 差額徴収にもいろいろあるのですが、暖房料から氷代、体温計の貸し賃からふろ代まで取っているところがあるのですか、国立にはないの。

○政府委員(若松栄一君) 国立にはそういうものはないです。

○稲葉誠一君 国立の病院の中でも、トイレットペーパーも差額徴収をやっているところがあるというところを言う人があるのですが、ほんとうですか。それは兵庫、国立がおりますね。国立神戸療養所か玉津の療養所か、こら辺にトイレットペーパーまで有料だというそんな事実があるの。

○政府委員(若松栄一君) 実は本年度、私どもの国立病院の予算の中にトイレットペーパーの費用というのを正式に組み込みまして、非常に笑いのみみたいな費用でございますが、これを正式に施設が整備するということ、その費用を組んだわけでございますが、そのために料金を徴収するといふようなことは、これは全くございませう。

○稲葉誠一君 全くございませうって、調べたの。○政府委員(若松栄一君) これは調べたというわけではございませうが、国立病院の経営管理をしているものの常識として、そういうものを取って、何にでもひびき過ぎると思うのですが、兵庫県ではそういうのをやっているというから、実態はよく調べておりませんが、私も何だか変だと思つていんですが、トイレットペーパーはどうしたつていふんです。

○政府委員(若松栄一君) トイレットペーパーというふうなものは、これは通常、病院の斤賃の中で、ほうきを買ったり、ぞうきんを買ったり、紙を買ったりというわけで、斤賃というものの一括算入されておるわけでございますが、また、この費用がかなり目に余つてくるというので、施設側から何とかこの費用を別に考えてくれというところもございまして、斤賃の積算の中にトイレットペーパーの費用を積算して、予算をつくつたというところもございませう。

○稲葉誠一君 国立病院は特別会計になっておる。療養所のほうは、そこはどういふふうになっておるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 療養所は現在なお一般会計のままで運営しております。と言いますのは、国立病院は経理の内容を明らかにするといひましたが、これは一般病院と非常に似た形態でございませう。そこで国立病院であるとかあるいは私の病院とも非常に似た形態でございませう。したがって、経理の実態を明らかにするといふことの中には、一般のそのような類似の病院の経営と比較してみる。そうして同じような内容で同じような仕事をしておれば、同じような経営結果が出るはずだ。これがもし非常に国立の場合だけ収入が少ないとか多いとかいふことになれば、何らか

のそこに異常な条件があることになります。そういう意味で、国立病院の経理の実態を明らかにするといふ意味で、特別会計で一般のその他の病院と大まかにでも比較できる形にしておくといふことは、国立病院の職員が税金を使つて経営する施設として、最も合理的かつ能率的に仕事をしななければならないという立場から、そのような効果判定といふことも必要でございますので、一般会計から離して特別会計でやつていったということでございますが、国立療養所につきましては、御承知のように、結核対策というものが非常に大きなウェイトを示しております。戦後十数年の間に、結核対策に協力するといふ立場から、当初におきましては、結核患者の費用を軽減させるために初めから二割引き制度を採用したわけでありませう。二割引きを採用し、しかもたとえば一般の病院であります、基準給食でありますとか基準看護とかいふようなことで料金の上のせをできるようなサービス内容を持ちながら、その料金を一切徴収しないというふうなことをとつておりました。したがって、これはもう結核対策というものの一環であるといふたてまえから、もう経営ということに関しては必ずしも重きを置いておりませんし、また、そういうことによつて結核対策の勢いをとめては困るということから、国立療養所だけは一般会計のままで、すべて国費でもって、相当、約六〇%の収入しかございませうが、そういう形でやつてまいつたわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、療養所関係は一般会計でずつといくというのか、そういう基本的な考え方と承つてよろしいですか。

○政府委員(若松栄一君) 従来は大体そういうことでございまして、最近では国民皆保険にもなり、生活保護も充実し、結核予防法による公費負担というふうな制度も充実してまいりまして、国立療養所が直接的に結核対策に寄与する分野が、ほかの制度が充実したために、かなり少なくなつてきているという面もございませう。国立療養所のあり方というものについても根本的な検討を加え

る必要があり、また、結核が減少してまいりましたために、現在六万数千人収容できるのに、五万人も入っていないという実情でございます。これらの国立の施設をいかに活用していくか。たとえば老人性の長期疾患であるとかあるいは交通災害のあとの長期の療養というよりなものにも利用する必要があるということで、療養所自体の性格の転換というものも考えられますので、この際、療養所の基本的な再編成というものを考えている次第であります。

○稲葉誠一君 前に話した差額徴収ですね、これは前に局長通達が出ていたのですか。何か七百円以上取つてはならないという通達が出ていたのですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院、療養所の差額徴収については、一応厚生省の各施設が本省の認可を得てやっております。その中で、特に療養所につきましては、従来から療養所は非常にお粗末な施設が多ございまして、これはたしか、正確な記憶ではございせんが、基本入院料の範囲内にとどめるようにと、そうしますと、大体七百円程度が頭打ちになると思ひます。

○稲葉誠一君 それはいつの通達ですか。何ですか、通達ですか。何なのか、それはあとで資料として出してくれませんか。いつごろのことですか。

○政府委員(若松栄一君) 七百円程度に押えるというのは国立療養所関係でございます。国立病院につきましては、これはたとえば築地のガンセンターにつきましても一室六千円というのもございまして、この通達等がいつどういふ形で出たのかにつきましても、現在、詳細に記憶しておりませんので、後ほど御連絡を申し上げます。

○稲葉誠一君 差額徴収の全国的な調査を厚生省はしたことはまだないのですか。

○政府委員(若松栄一君) 差額徴収の問題につきましては、全国的な調査をいたしましては、保険局が保険医療機関の差額徴収の様子を知るために昭和三十三年の三月に調査をいたしたことがございます。そのときに、全国で大体一三・七%、国

立が六%、公立が一四・四%の差額ベッドを持っていたという調査がございまして。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

○稲葉誠一君 そこで、この定員の増の内容になつてくるわけですが、たとえば国立病院の中で国立療養所からの転換に伴う増というのがありますね。これは何人ぐらいですか。で、どういう根拠でこういうふうになるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 転換に伴う増といふのは、先ほど病床の基準で申しましたが、結核につきましても、看護婦が六ベッドについて一人、ところが一般病床になりますと、四人について一人、それから医師も一般病床では大体入院患者十六ベッドについて医師一人、それが結核、精神につきましても三十あるいは四十人程度に一人という実情になつておりますので、結核療養所が一般病院に転換いたしますと、必然的に職員がその差額だけふえてくるわけでありまして。

○稲葉誠一君 それは基準はそうなんです、もう一つ上の数字があるでしょう。国立療養所へ現在何人ぐらゐ入つていて、ベッドがどうだ。それが何人ぐらゐ減つてきたので国立病院のほうへ回すのだという上の数字がなければいかぬでしょう。いまのは下の基準の数字でしょう。

○政府委員(若松栄一君) それは国立病院と療養所の間には扱う患者の性格が進みますために、それぞれ分かれておるわけでございますが、国立療養所が現実にはその地域の医療需要にこたへ、たとえばだんだんその回りが団地になつて都市化してくるということになつてくると、事実上療養所が一般病院の機能を持つてくることになってまいります。そういう場合に、現在年に幾つかの施設を国立療養所から国立病院に転換いたしております。

○稲葉誠一君 それはわかたつたですよ。具体的に国立療養所から転換に伴う増として国立病院では全部で二十四人でしょう。看護婦さんが八人でそ

れを含めて二十四人の増員を見込んでおるわけでしょう。そうではないのですか。だからその出てくる根拠をお示し願ひたいというわけですね。いまあなたが言われたのは、その下の基準のやつでしよう。単位の基準を御説明になつたわけですから、それだけでなくて、全体の療養所の中に何人ぐらゐ人がいて、それが減つてきておるから、だから看護婦さんは八人、その他の者は十六人ですか、これはどういふふうにして国立病院へ回すのか、その根拠、全体としての根拠はどこにあるのかということですよ、数字的な。それを聞いていたわけですね。あなたの話だと、二十四人なら二十四人という数字が出てこないわけですよ。出てくるまでの一番下のところを言っているわけですが、つながらないのですよ。だから聞くわけですよ。

○政府委員(若松栄一君) 具体的には四つの療養所が国立病院に転換いたしまして、四つの国立療養所に現在四百六十名の職員がいるわけでありまして、それが国立療養所から国立病院に籍が移りましても、なおかつ結核ベッドから一般ベッドに転換する分がございましたために、その分だけ増員、純増を必要とするわけでありまして。その分が二十四名ということでありまして。

○稲葉誠一君 ちょっとわからないのですけれど、四つの療養所がある。それがどういふふうになつたのですか、統合するのですか。国立病院になるのですか。清瀬なんかありましたね、東京病院というのですか。それから愛知県なんかやつておられますね。それでは四つの国立療養所が具体的にどういふふうになつたのですか。それからどういふふうになつて、経過が、ずっと。二十四人という数字は間違ひないのですか、ふえることは。それに至る経過ですよ。それをわかりやすく説明してもらえないとわからない。

○政府委員(若松栄一君) たとえば三百床の療養所があるといふことです。

○稲葉誠一君 いや、どこの療養所、四つあると言ひのしょう。その四つは、どことどことこ

なんだということを言つてごらんない。言つてごらんないと言つちゃ悪いけれども、説明してください。

○政府委員(若松栄一君) 転換いたします療養所は、岩手県の陸中療養所、静岡県の大塚療養所、それから大阪府の福泉療養所、それから鳥取県の三朝療養所というものが転換いたします。その転換いたします場合に、大体、転換をいたしまして、一ぺんに結核患者を出してしまふわけにはいきません。したがつて、相当数の結核病床はそのままございまして、そのほか一般病床。たとえば三百床の結核病床がありますと、五十床は一般病床としてまず転換する、来年度また五十床を転換するといふような順序を経てまいります。したがつて、その五十床を結核病床から一般病床に転換するといふことは、四施設でたとえば二百床の転換が起こると、そういたしますと、従来の結核病床として配置されていた定員の医師、看護婦では不十分でございますので、その差額分を純増として要求してお願いしてあるということでございます。

○稲葉誠一君 それはわかるのですけれども、それじゃ二十四人はどういふふうな計算でどういふふうにするかと二十四人が出てくるのか、そこをもう少し具体的に説明してください。二十四人増員になるのでしょうか。その根拠です。

○北村暢君 ちょっと関連。それは国立病院と療養所の看護婦の基準は違ふわけですよ。だから、ベッド数を移すといふと、それだけ国立療養所の看護婦なり何なりがふえると、その意味においてこの二十四人がふえると、こういうことなんだろ

うが、その二十四人といふことは、その基準の差によつて、ベッド数の差が二人なら二人、二十四人なら二十四人かふえると、ベッドが十四ふえれば人員が二十四人ふえると、差が二人であるといふことばね。そういうことを説明してくださいというところですよ。二十四の根拠ですね。

○稲葉誠一君 これ定員増をこれだけふやすののしょう。ふやすならふやすその数字が出てくる根

拠、その根拠としての資料があるわけですよ。調査資料があるわけでしょう。それをよこさないから、だからわからなくなっちゃうというか、質問と答弁との間で時間がかかっちゃうのですよ。あるいはその資料がくれているのかもわからぬけれども、そうでしょう。あるいはこれはあなたのほうで予算委員会に出したのかどうか、社務に出したのかどうかで出たのか知りませんが、資料がないから話が時間がかかっちゃうのですよね。そうじゃないですか。

ほくの言うのは、国立療養所の転換に伴う増が二十四人だという二十四人という数字はどことからどういうふうに出てくるのかと聞くわけでしょう。あなたは単位の基準の下のをとられたけれども、それを結びつけるところへいかなければ、二十四人という数字はこういふ計算でこういふ計算をしますというその計算の中身を説明してくれば、二十四人というものが出てくることわかるのです。そこをどうなんですかね。

○政府委員(若松栄一君) たとえば六十床の結核病床を一般病床に転換いたします。そういたしますと、結核病床であった場合には六十床で十人の看護婦でよかったです。これを一般看護婦でよかったです。したがって、そこに四名だけ看護婦がふえる。また医師につきまして、六十名おられますと結核の場合には二人の医師でよかったです。ところが、一般ベッドになりますと、これも四名の医師が必要になってくる。そこで医師二名、看護婦四名というものがふえてくるわけでございます。これはそのトータルが二十四名になっておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それはたまたまの話であって、じゃあその二十四人が出てくるのは実際にはどういうふうな四つあるというのでしょうか。四つをどういうふうにするというのでしょうか、あなたの言われた。その四つのものをどういうふうにするのかということなんです。その四つのものをトータルすると二十四になるのだけれども、四つのもの

は、一つの療養所の中でも医師がおる、あるいは看護婦がおる、あるいは事務職員もおるのです。よくわからぬけれどもその内容があるでしょう、それを聞いておるわけですよ。

○政府委員(若松栄一君) この個々の施設の詳細については、現在手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

○稲葉誠一君 資料がないというのは、ほくのほうもそこまでまかしく聞くというふうにあなたのほうで考えにならなかったのかもしれませんけれども、これは定員をふやしてくれという法案でしよう。だからそれに伴って、じゃあその定員をふやす根拠はどこかということだれだて聞くのはあたりまえですからね。石原さんだててそう思うでしょう。思わないのがおかしいよ。それはまじめに審議しようと思えば当然ですよ。それはそうですよ。それじゃなくおかしなですよ。いまの速記に入っちゃったけれども、その具体的なものをいらないで抽象的にこれだけふやすのだ、ふやすのだといふたつだめですよ。そういう資料は前もって出してくればいいのですよ。具体的性質がないのですよ、話に。これはやっぱりいけませんよ。ほくのほうでは早く厚生省の設置法を何とかして上げてあげたいと思つて一生懸命努力しておるのだけれども、あなたの方で乗ってこないのだからだめだよ。きょうはこれで終わります。だめだ、これは。

○政府委員(若松栄一君) いまの病院転換、国立療養所の転換に伴う二十四名についてでございますが、その資料を、お手元の資料でそのほかに定床増に伴う六十七名というのもございます。これも幾つかの多数の病院についてどこに何ベッド、どこに何ベッドふやして合計がこうなるというところでございます。そのほか以下全部そのようにな、どここの療養所に薬剤師を一名、どここの療養所に検査医師が何名というよりなものが全部積み重なつておるのでございまして、その詳細につきましては、これは膨大な資料でございますので、これはもし御必要ならば後ほどお目にかけたいと思っております。

○稲葉誠一君 それはいままでの国会の審議と

いうのはあれですか、そういう点までまかしく触れないのですか、そんなことは、言っちゃ悪いけれども、いままでの国会が悪いのですよ。そここのところに問題があるわけですよ。その療養所療養所の独自の問題なんかも出てくるので、そこからやっつけていかないとほんとうの審議にならないのだと僕は思います。そこら辺のところは足りないです。厚生省一生懸命やっているのではありませんか。どうも何か不十分感じがするな。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。

○稲葉誠一君 いまの療養所の問題の、今度は統合ということがあるわけですか。そこはどうか

○政府委員(若松栄一君) 療養所の統合というところをやっております。と言いますのは、たとえば近くでは千葉に千葉療養所と千城園という療養所が、どつちも結核療養所がございました。これはかきね一つで統一しております。これを一緒にして千葉東療養所というのにいたします。また、愛知療養所と大府社というのはいまもかきね一つで統一しております。これも統合いたしましたして新しくつくりかえましたときに、これを中部病院という名前に変えました。また、その他直接かきねは接してはいなくとも非常に近いところ、八事療養所と梅森光風園を合わせて一つの療養所にするというよりな形で国立療養所の統合は順次行なっております。

○稲葉誠一君 東京の場合はどういふふうになつて

○政府委員(若松栄一君) 東京療養所と清瀬療養所がございまして、これも非常に近いところにございまして、これも鉄筋コンクリートで集約的に近代化する場合にこれを統合しようというところで、東京病院——国立療養所東京病院というものに統合いたしましたわけでございます。しかし、な

お、患者が新しい病棟に全部入りませんので、旧清瀬療養所をまだ清瀬分院として一部残しておる状態でございます。

○稲葉誠一君 いま言った統合はあれですか、どういふ計画を持っておられるわけですか。大体いままでに統合は終わったわけですか。まだ今後統合していきたいというものもあるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 現在すでに統合いたしましたものが千葉とかそれから清瀬、それから中部、それから梅森光風園、それから福岡で隣接した三カ所を一カ所にまとめた、こういふふうなことをやりました。大阪の近辺にも三つありましたが二つを統合し、また近く神戸にも近接したものが二つございまして、それも統合したいという計画がございまして。

○稲葉誠一君 その場合にベッドを減らすわけですか。いままでの定数のベッドがありますね。実際に入っておる人は何人かいますね。あいているベッドもあるわけでしょう。この機会にベッドを減らすということも考えられているわけですか。それに伴って人員の異動というのか、そういうふうなものもあるわけですか。そこらはどうなっているのですか。

○政府委員(若松栄一君) 現在国立療養所のベッドは、建物としては六万人を収容する能力がございまして。しかし、現在の収容人員は五万人を切っております。つまり一万床の空床があるわけでございます。しかも年々全国で最近では平均して四千名ぐらい患者が減少しております。したがって、こういう統合の際には将来を見越して、たとえば五百ベッドのところと四百ベッドのところを統合する場合に七百ベッドにするというふうな減床をいたし、それに伴って職員も減少いたしております。しかし、その場合に実質的な首切りが起くるというふうなことはないようにという注意をして万全の配慮をいたしております。

○稲葉誠一君 首切りは起きたらたいへんなんです。起さないはずですが、そうすると、いまのこれらが統合した場合に職員の定員が減るので

すか。統合計画一ぱいありますね。統合したものがあつた。これからするものもあるのですか。そこで統合の結果として定員が減るのですか。それが一つと、ベッドが減るものもあるし、減らないものもあるかと思いますが、そこはどういうふうになっているのですか。

○政府委員(若松栄一君) 現実的なやり方といったしましては、統合した場合に職員に対して勤務を与えても困りますので、統合の当初は少なくとも職員はそのままに統合をいたします。しかし、ベッドがだんだん減つてまいりますし、また、現実自然減がございまして、そのようなものをにらみ合わせまして、訓令を減らしつつ現実の人員をできるだけそれに長期的に調整し、合わせていくという方法をとっております。

○稲葉誠一君 そうすると、これは聞かないほうがいいかとも思うのだけれども、そういうふうに統合した場合に、職員の首切りはあつた人ないですけれども、ある程度やはり配転ということは考えられるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) いま申しましたように、当初は定員はそのまま、合併した場合にも定員はそのままのままで引き継いでいく、ただし、現実には患者が減つてまいりますので、そういう訓令がますます合計で九百床あつたものが七百床になつてくるとすれば、訓令の定員が減つてくるわけでございます。しかし、現実には減らすわけにはいきませんので、暫定的には過剰の定員をかかえておきながら、そして配転等といけるものは配転をいたしていく、また、退職した者の補充をしないという方法で長期的に現実の訓令定員に合せていくという方法をとっております。

○稲葉誠一君 配置転換の問題については、これは配置転換されたいへんなことになりますから、この点は十分統合に伴つてそういうことのないようにこれは考えてもらいたいわけですか。

それからもう一つ、前にも戻るし、いまのことにも関連するのですが、たとえば厚生省として

は、看護婦さんが三交代であるとか、あるいはこういう統合の問題とか、看護婦さんばかりでなく職員の問題もありますけれども、たとえば看護婦なら看護婦さんが、一体結婚している人はどのくらいだとか、子供を持つていける人がどのくらいだとか、独身の人がどの程度だとかいうようなことの調査はしているのですか。ということは、いまの三交代の勤務制にも関係するわけですから、その点はどういうふうになっているのですか。

○政府委員(若松栄一君) 当然部長がそういう勤務の編成をいたします場合に、個人の身上を十分把握して、家庭生活その他に不都合のないように配慮をいたすわけでありまして、もちろん私もどうしても看護婦全体の身上の把握をいたしております。現在国立病院、療養所の看護婦で結婚している者は四四〇程度でございます。

○稲葉誠一君 いまの職員の問題、この定員の問題にこれは関係するのですが、予算の中に被服費、整備費といふのがありますね。

○政府委員(若松栄一君) いま手元に見つかありませんが、被服の整備費が計上してございます。

○稲葉誠一君 これは相当な額ですね、一億幾らですか。

○政府委員(若松栄一君) 約一億三千五百万、計上してございます。

○稲葉誠一君 どうしてこういうふうなものを計上することになったんですか。整備費というんだから、これは療養所で買ひ込んでいくんですか。そうじゃないか、何か下請に出すとかいふんですか。

○政府委員(若松栄一君) これは今年度飛躍的に大きくいたしましたのは、いわゆる基準寝具というものを実施したいということでございます。基準寝具といふのは、御承知のように、病院、療養所に入りました場合には、病院がふとん、敷布、掛けふとん等を一切給与する制度でございます。現在まで国立療養所においてはその制度がございませんでした。したがって、患者が入院する場合には自分で寝具や寝巻を持ってくるということ

でございまして、これが実際には患者には非常に不便をかけておりました。一般病院においてはすでにほとんど寝具を給与するシステムができておりますが、国立療養所は、先ほど来のように、結核対策に協力して二割引き云々ということもございまして、その制度を導入いたしておりました。しかし、その制度ではやはり現在の実情に合わないということから、この際基準寝具を実施しようということで、しかし、一年ではなかなか金がかかりまして、これを三年計画くらいでやろうということで、第一年度として約一万ベッド程度の寝具をやりたいという計画でございまして、これは、もちろん一挙にこれを購入するということになりますと非常に多額の金がかかります。そこで、一般病院等にも行なわれておりますように、これを、いわゆる寝具業者といふのがございまして、そういうものに委託してやろうという計画をいたしております。

○稲葉誠一君 これは病院も療養所も両方です。

○政府委員(若松栄一君) 実は国立病院につきましてはすでに当初からやっておりますので、逐次整備してまいりましたので、現在すでに全部病院のもので実施しております。療養所についてはこれから全面的にやろうというわけでございますが、何ぶんにも四万床というベッドでございますので、それだけの寝具を一挙に用意するということでは数十億かかるわけでございます。これはもうとてもたいへんでございますので、できるだけ少ない経費でこれを行っていく方法として、そういう業者に委託してやらせるということを計画しております。

○稲葉誠一君 病院で基準寝具をやる場合は病院にその設備が必要なんだというの厚生省の告示が出ていんじゃないですか。出ていませぬか。一三八号という告示があるんじゃないかな。

○政府委員(若松栄一君) 御指摘の通知、いま私ちょっと正確に覚えておりませんので、後ほど調べましてから御返答いたします。

○稲葉誠一君 なぜこれを聞くかといふと、厚生省設置法に關係ないように考えられるかもしれないけれども、そうじゃなくて、これは定員の問題に關係してくるから聞くわけなんです。被服費整備費といふのは、本来は国立病院がそれを設備するといふ意味だったんでしょ。そういう意味じゃなかったんですか。どうなんですか、最初の出发点は。療養所のほうは別にして、国立病院のほう聞きますが。

○政府委員(若松栄一君) もちろん国立病院におきましては全部病院の所有の寝具でやっておりますから、これはもう当然整備費になるのであります。国立療養所においても、従来から国立療養所の一部では、被服、寝具をたとえば生活保護階層等において貸し出しているものが相当ございまして、したがって、もともとそういう項目がありまして、金額はそれほど多くないものがあつたわけでございますが、それをこの際寝具を大幅に整備しようということで、同じような名前で行つておりますが、この内容としてはそういう委託でやつていきたい。そういうことは、一挙に整備することには多額の経費を要するのと、もしこれを全部療養所自体でやりますと、相当数の職員の増加もいたさなければなりません。それらの非常に困難が伴いますので、比較的安易な方法として委託という形でやろうとしているわけでございます。

○稲葉誠一君 最初に国立病院では基準寝具を病院で設備すべきだという告示が出ていて、そしてその後、結局それは貸しふとんのようなものでもよろしいという告示が何か出たというふうにも聞いているんですね。変わつてきたというふうにも聞いているんですが、まあこれはあとで調べていただければいいんですが、そこで、業者に委託をして、消毒なども全部業者にやらしているわけですか、いま。それから洗たくなども、これは洗たくして消毒するんでしょから、全部業者がやるわけですか。そうすると、現在それを行つていく職員がいるわけですか、国立病院に。それらの人との關係はどういうふうになるんですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院におきまして

は全部施設自体でこれを行っておりますので、この被服寝具全部国立病院のものであり、その洗たく等、一切国立病院の中で実施いたしております。国立療養所はそのような施設が十分ではございませんで、もちろん一部は施設を持っておりまして、洗たくも、あるいはそれに従事する洗たく婦もおりますけれども、全面的に基準寝具を実施するに間に合うほどの職員あるいは洗たく設備等がございます。そういう意味で、先ほど来申ししますように、これを、国立療養所で一万床、二万床分の被服寝具を買い、その洗たくに必要な洗たく場の設備を設け、あるいはそれに必要な従業員を確保するということがきわめて多額の予算を要します。そういう意味で、急速にやることは困難でございますので、できるだけこれを能率的に短時間にやるためには委託という方法が合理的であろうというところで、その方法を選んだわけでございます。

○稲葉誠一君 国立病院では洗たくなどは下請に出してないというんですか。そんなことないでしょう。やってくるようですよ。やってくるという話、ぼくらは聞きますがね。まあそれはあとの話だから調べますけれども。

そこで、そういう仕事に従事している人が、下請に全部出ちゃって、洗たくなんか出ちゃうものだから、仕事の関係で将来に不安を持つわけですね。ここら辺のところは、国立病院に限っては全然そういう心配はないわけですか、そうすると。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院におきましては寝具等を下請に出していることはいはらずであります。ただ、下請問題で最近国立病院等で問題になりますのは、院内の掃除を下請に出すということの問題になっておることがございます。しかし、それも従来からやっておるものについて下請に出すということではないに、たとえば鉄筋コンクリート五階建ての建物が整備された。こういうような施設につきましては、窓ふきの他の問題も従来の職員では無理でございます。ある程度専門家でないと無理でございますので、そういう

面について、掃除の一部を下請けされているという点がございます。しかし、そのために職員自体が余って首にするというようなことはなく、適当な配置転換等を行っておるわけでありまして。

○北村暢君 私、資料を要求しておりますが、国立療養所の現在の患者の収容状況というか、入院の状況ですね。ということは、非常に片寄っているのじゃないか。ベッド数満員のところと非常にがらがらあいているところと、そういう施設が非常に悪いところが相当あるようですね。したがって、この国立療養所の、先ほど稲葉君の質問に対して根本的に考え直さなければならぬ段階だといふような話もございましたが、私も歩いてみると、療養所で非常にひどいところがある。医者も国立療養所でありながら結核の専門の医者じゃない、結核の専門の医者のおられない結核療養所があるといふふうなところもあるようですね。したがって、患者はなるべくいい施設のところへ、いい医者のおるところへと移っていく傾向があるようですね。したがって、この百七十幾つかある療養所、この状況がわかるような、先ほど来、一万のベッドがあいていると、こういうことでしたから、そのあいている状況は非常にへんばになっていくのじゃないかという感じがいたしました。それで、これは非常にいい療養所と悪い療養所とで、患者がたいへんな不満を持っているようですから、そういう点で、全国的に国立療養所の利用状況がどうなっているか、これがわかるような資料をひとつ出していただきたい。その上でまた質問いたしたいと思っております。その資料をひとつ……

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所個々について、あるいは国立療養所について建物の収容力とありますが、ベッド数、国で職員の裏づけをしたベッド数並びに昨年度入院した患者数というものの一覧表を提出いたします。

○稲葉誠一君 いまのに関連いたしましたして、国立療養所はほとんどあれは軍のものが多いのです。だから、いつごろできたものか、建築年度が

いつごろで、耐久、耐用年数といいますが、それがどういふふうになっているのか。それに対する建設計画というのか何といいますが、新しく建てる、そういう計画がどうなっているのかということ、これをやはり資料としてほくは出していただきたいというふうに思います。実は、私の近所にも岡本療養所というのがあるのですが、私、ときどき行きますけれども、ひどいんですね。歩くときとこつちやうですよ。靴で療養所の中を歩いてみると穴があいていて落っこちちゃう。靴できつく歩けない。きつく歩いたら板が穴があいていますから、あふなくてしょうがない。こういう状態ですから、どういふふうにしていこうとしているのか、これはやはり大きな問題だと思っております。から、そういう資料を出していただきたいと思っております。

ただ、いま私が言った中で、再建計画といふか、いつごろ建てたいといふようなことは、いまの段階ではとてもあなたのほうではかんべんしてくれ、内部の問題だからかんべんしてくれということなら、そこまではほくのほうはあれしませんが、けれども、そういう点の資料をひとつ出していただきたいと思っております。

○政府委員(若松栄一君) 先ほどの療養所の個別の資料の一部といたしまして、その療養所が傷痍軍人の療養所の施設であるかあるいは医療団の療養所であったのか、その国立になりました前身の性格、それからその施設の設置された年月日等について資料をお出しいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 本日はこの程度にいたしまして、本日はこれをもって散会いたします。午後四時三十五分散会

【参照】

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第二十四条の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。

昭和四十二年六月十五日印刷

昭和四十二年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局